

第2期掛川市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

目次

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格と位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	3
第2章 掛川市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
第1節 第1期計画の検証	4
第2節 掛川市の現状	10
第3章 計画の基本方針	16
第1節 計画の基本理念	16
第2節 計画推進のための基本的な視点	16
第3節 計画の体系	17
第4節 ライフステージごとの主な取組	20
第4章 子育て施策の展開	22
基本施策1 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	22
（1）妊娠期における支援	22
（2）乳幼児期における支援	24
（3）学童期・思春期における支援	26
基本施策2 乳幼児期における教育・保育の充実	26
（1）保育者の資質・意欲の向上	27
（2）教育・保育事業の充実	29
（3）安全・安心な園環境の整備	31
（4）多様な子どもへの対応	32
基本施策3 確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育の推進	33
（1）学校における魅力ある教育の推進	33
（2）青少年健全育成の推進	36
（3）放課後における子育て支援の充実	38
基本施策4 子育て家庭に対する相談・支援の充実	39
（1）子育てに関する情報提供や支援の充実	39
（2）親子のふれあいの場の充実	41
（3）家庭教育の充実	42
基本施策5 配慮を必要とする子どもや家庭の支援	44
（1）障がいを持つ子どもや家庭の支援	44
（2）発達気になる子どもや家庭の支援	46
（3）児童虐待防止対策の推進	48
（4）子育て家庭に対する経済的支援	49
基本施策6 地域全体で子育てを支える環境づくり	51
（1）地域が主体となった子育て支援の充実	51
（2）子育てと仕事の両立環境の取組の促進	53
（3）地域ぐるみで取り組む教育の推進	54
（4）安全・安心対策の推進	55

第5章 量の見込みと確保方策	55
1 量の見込みと確保方策とは	56
2 教育・保育提供区域の設定	56
(1) 教育・保育提供区域の設定について	56
(2) 本市における教育・保育提供区域	57
(3) 教育・保育提供区域を用いる項目	57
3 量の見込みと確保方策	58
(1) 1号認定(3～5歳児)	58
(2) 2号認定(3～5歳児)	60
(3) 3号認定(0歳児)	62
(4) 3号認定(1・2歳児)	64
(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	66
(6) 放課後子ども教室	68
(7) 時間外保育事業	69
(8) 一時預かり事業(幼稚園型)	70
(9) 一時預かり事業(幼稚園型を除く)	71
(10) 病児・病後児保育事業	72
(11) ファミリー・サポート・センター事業	73
(12) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	74
(13) 地域子育て支援拠点事業	75
(14) 利用者支援事業	76
(15) 乳児家庭全戸訪問事業	77
(16) 養育支援事業	78
(17) 妊婦健康診査事業	79
第6章 計画の推進	80
1 計画の推進体制	80
2 施策の実施状況と評価	80
参考資料	81
1 統計資料	81
2 ニーズ調査結果の概要	96
3 第2次掛川市総合計画(抜粋)	105
4 かけがわ乳幼児教育未来学会特別研究委員会(提言抜粋)	106
5 子ども・子育て支援法(抜粋)	107
6 掛川市子ども・子育て会議条例	107
7 計画策定の経過	109
8 掛川市子ども・子育て会議委員名簿	110
9 用語解説	111

*本計画では、「障がい」の用語について、法律上の用語や事業名、固有名詞などを除き、「障がい」という表記で統一しています。

*後ろに※印が付してある用語は、参考資料の用語解説に掲載しています。

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化や地域社会の活力の低下をもたらしており、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等も変わってきています。掛川市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のなか、国は、次世代の社会を担う子どもを健やかに生ま育てる環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。その後、平成22年1月に子ども・子育て新システム検討会議が設置され、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的かつ一元的な制度の構築に向けた検討が行われました。

その結果、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法^{*}」が制定され、幼児期における学校教育・保育や、地域における子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年に創設されました。

子ども・子育て支援新制度では、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進し、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

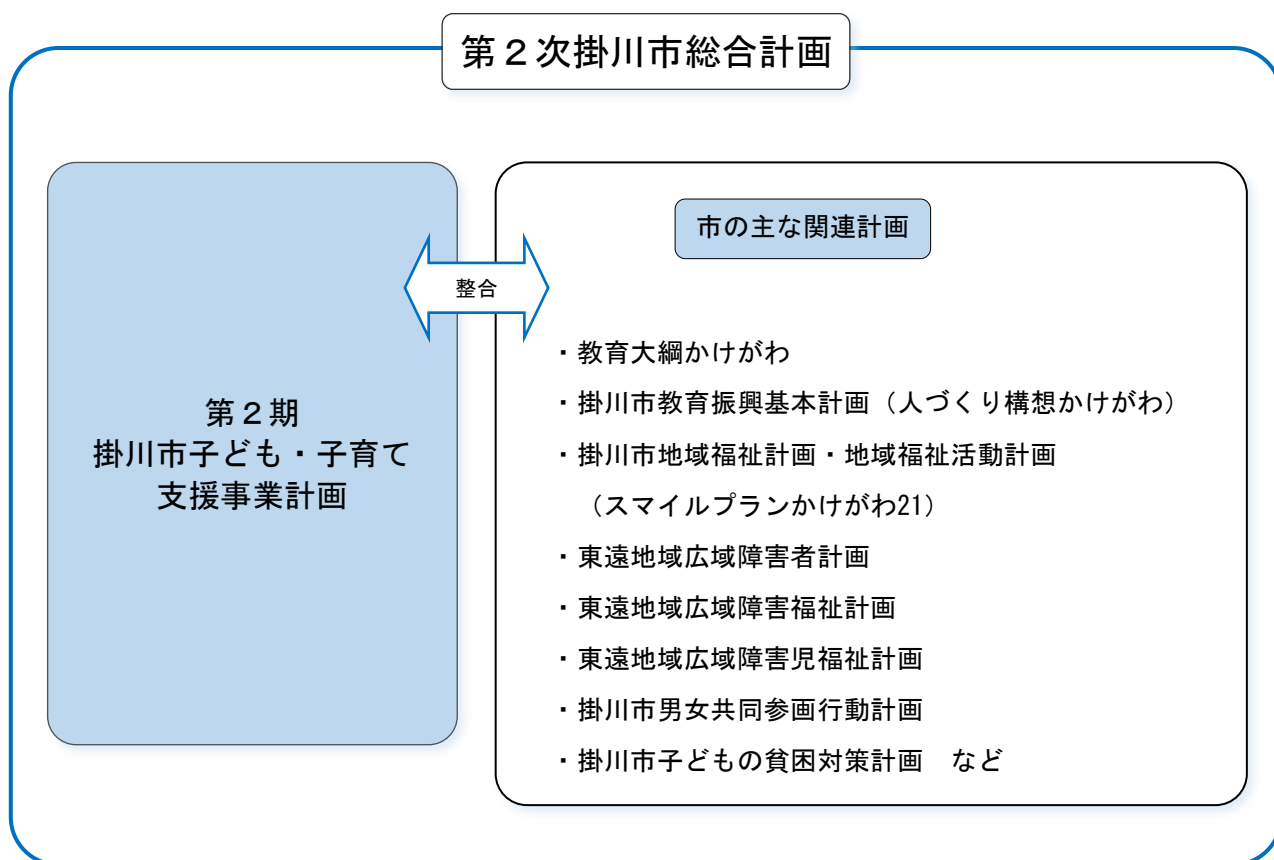
掛川市では、子ども・子育て支援新制度に基づき、平成27年に「掛川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携し、協働しながら、子どもや子育て支援のための取組を進めてきました。

その一方で、子どもや子育てを取り巻く社会状況の変化により、支援を要する子どもの増加、貧困問題、定住外国人の増加など、新たな行政需要も生まれてきました。

そこで、子どもの健やかな育ちを支え、子どもの最善の利益を守るとともに、結婚や出産・子育てがしやすい環境づくりなど、子どもを産み・健やかに育てるための課題を解決するため、令和2年度から6年度までの5年間を一期とする「第2期掛川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民総ぐるみで妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援に取り組む社会の実現を目指します。

第2節 計画の性格と位置付け

- (1) 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく掛川市の「子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画としての側面も有しています。
- (2) 本計画は、第2次掛川市総合計画における子ども施策分野の個別計画であり、掛川市地域福祉計画など、他の関連計画との整合を図りながら策定しています。
- (3) 本計画は、掛川市自治基本条例及び掛川市協働によるまちづくり推進条例の基本理念に沿い、市民が協働して子育て支援に取り組み、子どもの成長発達を保障していくための計画です。



第3節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化のなかで、効果的に実現するよう、毎年度実施状況を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	・・・
掛川市総合計画	平成28年度～令和7年度									
子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画	平成27年度～令和元年度			令和2年度～令和6年度						
教育大綱かけがわ	平成28年度～令和7年度									
掛川市教育振興基本計画 (人づくり構想かけがわ)	平成26年度 ～平成30年度			令和元年度～令和7年度						
掛川市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (スマイルプランかけがわ21)	平成28年度～令和2年度									
東遠地域広域障害者計画	平成20年度 ～平成29年度		平成30年度～令和5年度							
東遠地域広域障害福祉計画 東遠地域広域障害児福祉計画 (平成30年度～)	平成27年度 ～平成29年度		平成30年度 ～令和2年度							
掛川市男女共同参画行動計画	～平成28年度	平成29年度～令和3年度								
掛川市子どもの貧困対策計画				平成30年度～令和4年度						

第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「掛川市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、保護者に対するニーズ調査や計画案に対するパブリックコメント（意見公募手続）により、市民の意見の反映に努めました。

第2章 掛川市の子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 第1期計画の検証

施策1-1 子どもが心身ともに健やかに暮らせる環境の整備

(1) 妊娠期における支援

新たに「産婦健康診査」や「産後ケア事業」を実施しました。

母子手帳交付時は全員面接を行っており、支援の必要な妊婦についてはカンファレンス*を行い、支援内容を検討しています。また、状況に応じて関係機関との連携を引き続き深めていきます。

(2) 乳幼児期における支援

乳幼児期における家庭訪問実施数と健診受診率は約9割となっています。家庭訪問ができない家庭には、来所相談等により母子の状況を確認しています。さらに健診未受診児には、電話・はがきの郵送・訪問にて受診勧奨をしています。各教室等は徳育保健センターでの開催のため、来場者数にむらがあり、開催方法の検討が必要です。子育て支援センターや児童館等を活用し、参加しやすい講座の開催に努めます。

(3) 学童期・思春期における支援

小中学校・高等学校に出向き、基本的な生活習慣、食事、命の大切さ（性教育）などの講座を開催し、健康等に対する正しい知識の普及に努めました。

また、学校欠席者集計システムの導入により、市内の幼稚園・保育園・小中学校・高等学校等の欠席状況を関係機関で情報共有することができるようになりました。情報の活用と養護教諭との連携により、感染症流行拡大の予防対策に取り組みます。

(4) 保健施策推進体制の整備

平成27年度に、子育て世代包括支援センターを徳育保健センター内に設置するとともに、ふくしあ*を活用した子育て相談を開催し、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援体制を構築しました。

複雑な問題を抱える妊婦や子育て世代が増えており、ケースごとに適切な対応ができるよう、随時連携を図っていますが、対応する職員が限られてしまうため、引き続き専門職の人材育成と確保が必要です。

施策1-2 発達に応じた乳幼児教育が受けられる環境の整備

(1) 幼保一元化の推進

掛川区域の幼保園の認定こども園化を進めました。残る幼保園の認定こども園化について運営法人と協議を行っていきます。

(2) 保育者の資質・意欲の向上

平成28年12月に「かけがわ乳幼児教育未来学会」を設立し、質の高い教育・保育を目指して、各種研修会等を開催するとともに、市長から諮問された「今後の乳幼児教育のあり方」について、検討を重ね、乳幼児教育の方向性や、職員の資質と意欲の向上など、掛川らしさに溢れた乳幼児教育・保育の推進について提言書にまとめ、平成31年3月に市に提出しました。

また、新たに訪問型小集団療育^{*}の実施や外国人支援員の増加に努めました。その他、お仕事応援相談会の開催や保育士等就職応援資金貸付事業を創設するなど、人材確保に努めました。

きめ細やかな対応のためには、さらなる事業の拡充が必要です。

(3) 安全・安心な園環境の整備

昨今の事件・事故を踏まえ、国の保育所等整備交付金を活用した、防犯カメラ、門扉、フェンス等の設置など犯罪対策強化事業を実施しました。

また、静岡県第4次地震被害想定に基づく浸水想定区域や、土砂災害警戒区域内の幼稚園、保育園等で避難確保計画を策定するとともに、小規模保育事業所における防災マニュアル等の是正指示を行いました。今後も、継続した取組が必要です。

施策1-3 確かな学力と豊かな心が身につく教育の推進

(1) 学校における魅力ある教育の推進

「かけがわ学力向上ものがたり」や「家庭のものがたり」の共通理解促進に努めました。特別な支援を必要とする児童・生徒が増加しており、教員の専門性の向上と研修体制の構築や発達相談支援センターと連携した切れ目のない特別支援教育、個別の教育支援計画（改訂版）に基づく個に応じた特別支援教育の充実が必要です。

いじめの未然防止対策では、各校の「いじめ防止基本方針」の見直しやスクールソーシャルワーカー^{*}の活用に取り組みました。

I C T環境^{*}の整備では、校務支援システムの本格導入に伴い、成果と課題が見えてきたため、改善を図ります。また、全中学校及び小学校2校に「Pepper」を導入し、プログラミング教育^{*}を推進し、魅力ある授業の展開の共有が進みました。

引き続き、各事業の実施により、魅力ある教育の推進が必要です。

(2) 青少年健全育成の推進

補導活動については、補導件数が減少傾向にあります（平成27年度12件から平成30年度3件）。青少年の行動様態の変化に合わせ、令和元年度から新たに情報モラル啓発事業に取り組み、インターネットパトロールや広報誌の発行、教員向け研修会を実施しました。今後は、小中学校との連携を深め、より効果的な児童・生徒指導に努めていく必要があります。

(3) 放課後児童健全育成の充実

放課後児童クラブの運営や放課後児童支援員の育成を行いました。

今後の量を見込み、状況に応じた施設整備や放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携に向けた調整が必要です。

施策2-1 家庭での子育て力の向上

(1) 子育てに関する情報提供やサポートの充実

平成26年7月にスタートした子育てコンシェルジュ事業は、平成27年2月に転入者訪問、同年5月に1歳児訪問を加え、さらに平成29年1月からは1歳児訪問の対象に第2子以降を加えるなど、事業を拡充しました。また、子育て総合案内サイト「かけっこ」を開設し、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の絆づくり事業（ベビープログラム）を開催し、初めて子育てをする母親が赤ちゃんとの関わり方を学びながら親同士の繋がりを深める場の提供に努めました。

ファミリー・サポート・センター事業は、依頼件数が増加傾向にあり、広く市民からの要望に応えられるよう、提供会員を増やす周知が課題です。

引き続き、関係機関と連携を図りながら育児不安の解消や、家庭での子育て力の向上につなげていく必要があります。

(2) 子ども・子育てにかかる経済的負担の軽減

子ども医療費助成事業について、未就学児の通院時自己負担の無償化や、対象年齢を高校生まで拡大したことによる、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、児童が適切な治療を受けられる環境整備ができました。一方、ひとり親家庭子育てサポート事業（P50参照）の利用者が少なく、制度周知が必要です。

就学援助については、制度の周知に努めており、全児童・生徒に申請書を配布し、支援の必要な人が制度を利用しやすくしています。

今後も制度の周知を行い、経済的な不安を感じることなく、安心して子育てできる環境づくりが必要です。

(3) 子育て支援拠点の充実

平成29年4月に子育て支援センターはなえみ、平成31年4月に子育て支援センターわいわいランドおおさかを開設しました。今後は、子育て支援連絡会※を活用したイベント情報等の周知や、子育て総合案内サイト「かけっこ」を活用した情報発信が必要です。また、老朽化している施設の維持管理が課題です。

(4) 安全・安心対策の推進

市内の自主防犯活動団体に対し、活動費の補助や、パトロール資材の提供などの支援を行うとともに、自主防犯活動団体の拡充を図りました。また、従来は、交通安全の視点で実施していた通学路安全点検を見直し、平成30年度は国の登下校防犯プランに基づき防犯の視点で実施し、令和元年度からは交通安全と防犯の両面から実施するなど、市、警察、学校、自治会等が改善に向けた取組を行っています。また、防災メールマガジン※の登録推進、市街地への街頭防犯カメラの設置、青色パトロールによる見守りを行いました。今後は、保護者への防犯教育の周知と、市、警察、自主防犯活動団体等が連携を密にし、子どもたちの見守り活動をより強化していく必要があります。

(5) 家庭教育の充実

かけがわお茶の間宣言の普及やゆったり子育て三世代同居応援事業の実施により、家庭での教育力・保育力の向上に努めました。また、新たに掛川流子育て応援事業「スキンシップのすゝめ」普及・啓発事業や親子の絆づくり事業（ベビープログラム）を開催し、親子のふれあいの大切さ等の普及に努めました。引き続き家族のふれあいの重要性を周知していきます。

平成28年度からは県で養成された家庭教育支援員を市内小中学校へ派遣し、学級懇談会等において、保護者同士によるグループワークのコーディネートを実施しました。今後、孤立傾向にある保護者への支援のため、家庭教育支援員の活動拡充（相談サロン等の実施、小中学校との連携等）が必要です。

施策2-2 保育ニーズに応じた保育環境の整備

(1) 定期利用型保育事業の充実

第1期計画では、認可保育園の整備や認定こども園化、企業主導型保育事業※の支援など、保育施設の整備を進めてきました。また、平成30年4月からは、協働保育園等保育料助成事業の対象を事業所内保育事業や企業主導型保育事業※にも拡充するなど、待機児童の解消に努めました。今後も引き続き、保育ニーズに対応するため、保育士等の確保と併せて施設整備等が必要です。

(2) 一時利用型保育事業の充実

多様なニーズに対応するために、一時預かり事業の延長や、新たに病児保育事業を実施しました。引き続き対象範囲や運営の検討が必要です。

(3) 大東大須賀区域の施設再編整備

大東大須賀区域では、「大東大須賀区域認定こども園化のあり方について」の提言に基づき、認定こども園化を推進し、平成31年4月には、第1号となる「おおさかこども園」が開園しました。今後も認定こども園化に向けた幼稚園・保育園の職員の派遣研修や、大東大須賀区域の幼稚園・保育園における職員の1日交流による資質向上が必要です。また「地域の誇りになる園」にするための保護者、地域との連携も必要です。

施策2-3 家庭の状況に応じた支援の充実

(1) 特に配慮が必要な家庭への支援

特に配慮が必要な家庭には、ひとり親家庭や障がいを持つ子どものいる家庭等があります。平成27年度には、市内の子育てサークルと協働で、子どもの育ちが気になる方、育てにくさを感じる方向けのサポートブックを作成しました。平成30年3月に「掛川市子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧困対策を推進するため、同年9月に「子どもの貧困早期発見ガイド」を作成、配布しました。また、平成31年4月からは、こども希望課に「子どもの未来応援コーディネーター※」を配置しています。

養育支援事業は、複雑な問題を抱えるケースが増加しているため、関係機関との密な連携、丁寧で継続的な支援が必要です。

多様な制度があるため、個々にあった制度が利用できるよう周知啓発が必要です。

(2) 保護が必要な児童への対応

家庭児童相談室では、貧困、虐待、ネグレクト※等、様々な問題を抱える家庭について、ケース会議、家庭訪問等を実施しました。

要保護児童対策協議会では、関係機関との情報共有の充実に努めており、今後も相談体制を強化するとともに、児童相談所への情報提供や情報共有による連携強化が必要です。

(3) 不安や悩みに対する相談体制の充実

新たに、子育てに難しさを感じる保護者への対応やその支援者育成を行うペアレント・プログラム*を実施し、資格取得講座を実施するなど、支援者育成に努めました。

平成30年度には、発達に不安を抱える本人や家族からの相談窓口として、発達相談支援センター「のびる〜む」の開設や、親子の交流スペース「のびっこ」を開設しました。

今後も関係機関との連携を図りながら、相談者に寄り添った対応に努めていくことや、交流スペース「のびっこ」の継続により、親子が気軽に集える場の提供が必要です。

施策3-1 保育や教育を地域主体で支える環境の整備

(1) 市民全体の子育て意識の向上

市民団体や企業など、多様な団体がそれぞれの知識や能力を生かして実施する先駆的な子育て支援事業を支援し、これらの事業を広く情報公開しました。また、子育てサロン*や子育てサークルをガイドブック等で情報発信するなど、市民全体の子育て意識の向上を図りました。

(2) 地域が主体となった子育て支援の充実

子育て協働モデル事業に地縁的団体分野を新たに加え、地域が主体となった子育て支援の充実を図りました。また、地区まちづくり協議会連合会で情報発信するなど、地域が主体となった子育て支援を促進しました。

地域から子育て支援の充実が図られ、市内全域に浸透していく必要があります。

(3) 子育てと仕事の両立環境の確立

子育てに優しい事業所認定制度を創設した平成29年度は19社、平成30年度は9社を認定するなど、子育てと仕事の両立環境の整備に取り組みました。引き続き、認定数の増加を図るとともに、認定事業者の子育てに係る取組を市ホームページで情報発信するなど子育てと仕事の両立環境の整備に努めます。

(4) 中学校区学園化構想の推進

中学校区内の幼児教育・保育施設、小学校、中学校及び地域が連携し、一貫性のある教育の推進に努めるとともに、小中一貫教育の研究を深め、研究指定校において中間発表を行いました。また、平成31年3月には、新たな学園づくり地域検討委員会が、小中一貫教育を行う最善の学校のあり方について、平成29年度から2年間の協議結果を報告書にまとめ、教育委員会に提出しました。

引き続き、各学園の特色を生かした小中一貫教育のカリキュラムづくりを進めていく必要があります。子ども育成支援協議会を中心とした地域学校協働活動と学校運営協議会を両輪として、学校・家庭・地域総ぐるみの教育を一層進めていきます。

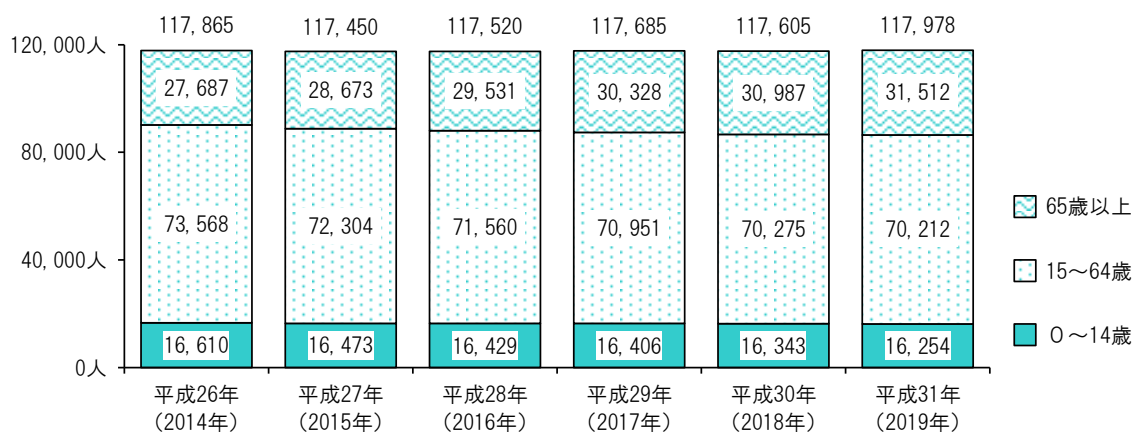
第2節 掛川市の現状

(1) 人口の状況

掛川市の総人口は、平成26年（2014年）から117,500人前後を推移しており、平成31年（2019年）では117,978人となっています。年齢3区分別人口をみると、0～14歳と15～64歳は減少傾向にあり、65歳以上人口は増加傾向にあります。

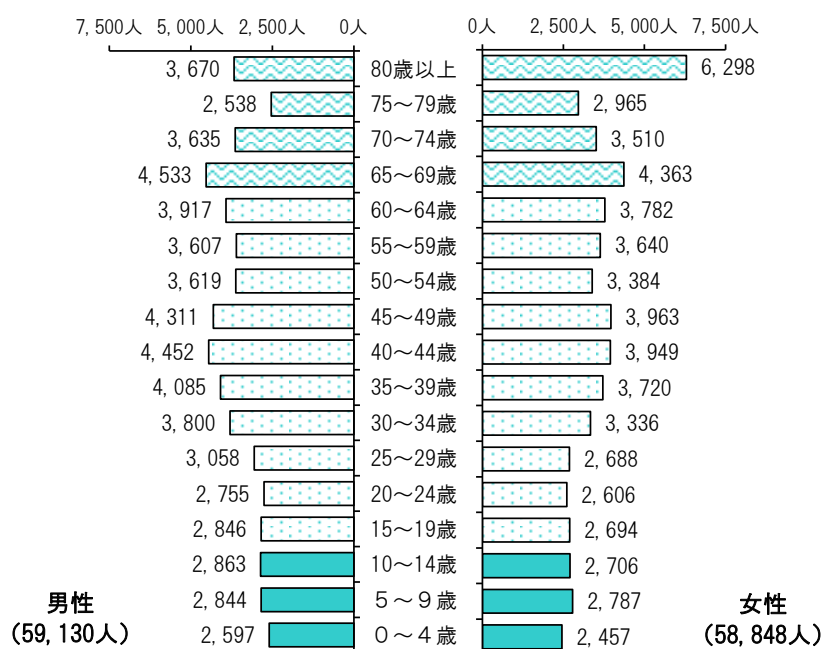
平成31年（2019年）3月31日現在の人口は、男性が59,130人、女性が58,848人と、男性がやや多くなっています。5歳階級別の人口をみると、男性は65～69歳（4,533人）が最も多く、女性は80歳以上（6,298人）が最も多くなっています。

○年齢3区分別人口の推移



資料：市民課（各年3月末日）

○人口ピラミッド

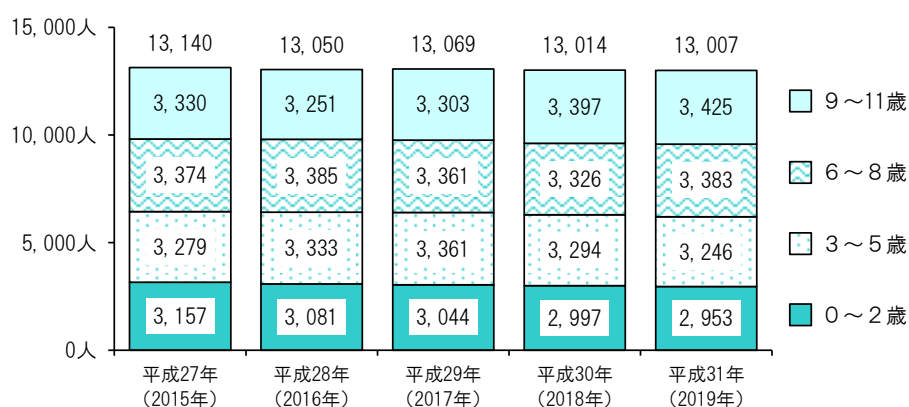


資料：市民課（平成31年（2019年）3月31日現在）

(2) 子どもの人口の推移

0～11歳の子どもの人口は、平成27年（2015年）から13,000人台を推移しており、平成31年（2019年）では13,007人となっています。年齢別にみると、0～2歳と3～5歳は減少傾向にあり、9～11歳は増加傾向にあります。

○子どもの人口の推移



単位：人					
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
0歳	951	976	991	951	933
1歳	1,089	1,001	1,015	1,011	986
2歳	1,117	1,104	1,038	1,035	1,034
3歳	1,088	1,132	1,122	1,037	1,056
4歳	1,112	1,091	1,142	1,126	1,054
5歳	1,079	1,110	1,097	1,131	1,136
6歳	1,139	1,094	1,114	1,103	1,147
7歳	1,144	1,147	1,097	1,116	1,111
8歳	1,091	1,144	1,150	1,107	1,125
9歳	1,073	1,096	1,141	1,157	1,114
10歳	1,075	1,071	1,091	1,146	1,166
11歳	1,182	1,084	1,071	1,094	1,145
計	13,140	13,050	13,069	13,014	13,007

資料：こども政策課（各年3月末日）

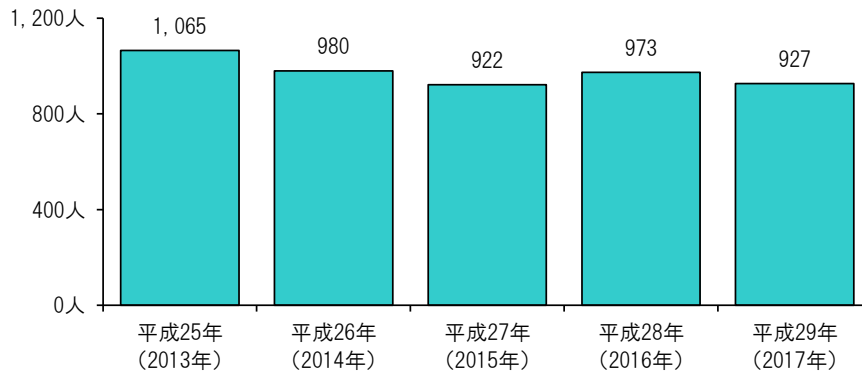
(3) 出生数・出生率の状況

出生数は、平成25年（2013年）の1,065人以降、減少傾向にあるものの、平成27年（2015年）は922人、平成28年（2016年）は973人、平成29年（2017年）は927人と、950人前後を推移しています。

掛川市の出生率は、平成29年（2017年）が8.1と、全国の7.6や静岡県7.3よりも多くなっています。

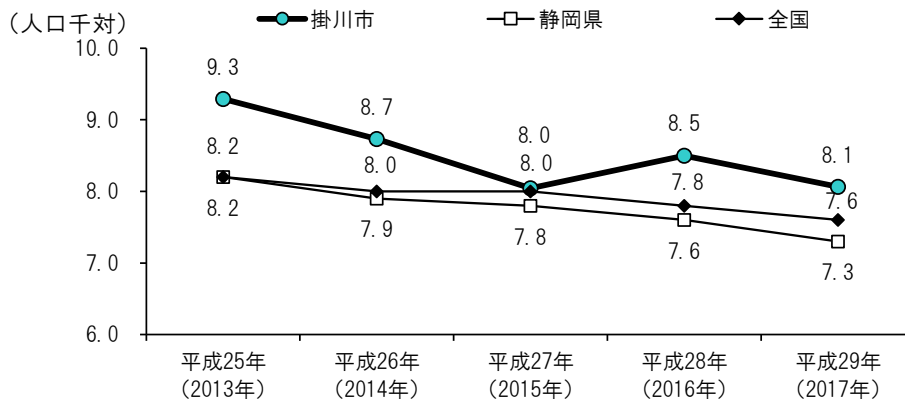
掛川市の合計特殊出生率は、平成20～平成24年で1.63となっており、全国平均や静岡県平均を上回って推移しています。

○出生数の推移



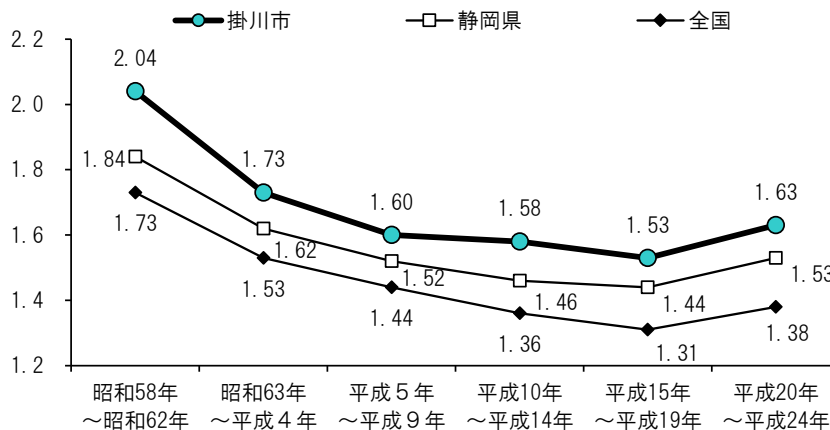
資料：静岡県人口動態統計

○出生率の推移



資料：静岡県人口動態統計（掛川市・静岡県）、人口動態統計（全国）

○合計特殊出生率の推移



資料：静岡県人口動態統計（掛川市・静岡県）、人口動態統計（全国） ※平成25年～29年は未集計

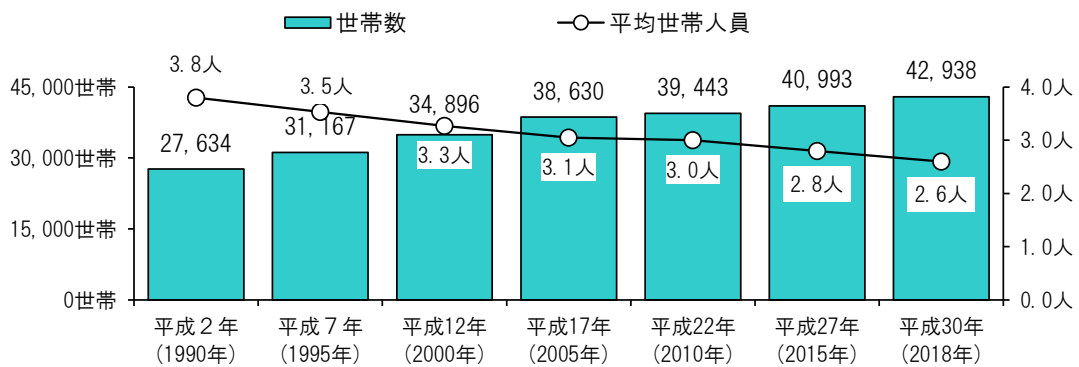
(4) 世帯の状況

世帯数は、平成2年（1990年）以降、年々増加しており、平成30年（2018年）では42,938世帯となっています。一方、平均世帯人員は減少しており、平成30年（2018年）では2.6人となっています。

世帯構成は、核家族世帯と単身世帯は年々増加しているものの、三世帯世帯は減少しており、平成27年（2015年）では5,305世帯となっています。

ひとり親世帯の総数は、平成12年（2000年）以降、年々増加しており、平成27年（2015年）では568世帯となっています。内訳は、母子世帯が506世帯、父子世帯が62世帯となっており、母子世帯は平成12年（2000年）から約1.5倍増加しています。

○世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査（平成30年は平成31年3月末現在の住民基本台帳）

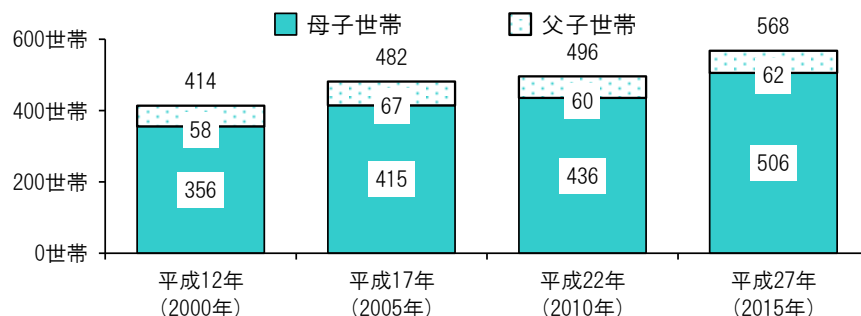
○世帯構成の推移

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
核家族世帯	14,112	16,312	18,635	20,837	21,742	23,305
三世帯世帯	7,978	7,723	6,999	6,160	6,389	5,305
単身世帯	3,647	5,021	6,668	8,555	8,911	10,170
その他	1,897	2,111	2,594	3,078	2,401	2,213
一般世帯計	27,634	31,167	34,896	38,630	39,443	40,993

単位：世帯

資料：国勢調査※平成12年以前の数字は旧掛川市・旧大須賀町・旧大東町の合計

○母子世帯・父子世帯数の推移

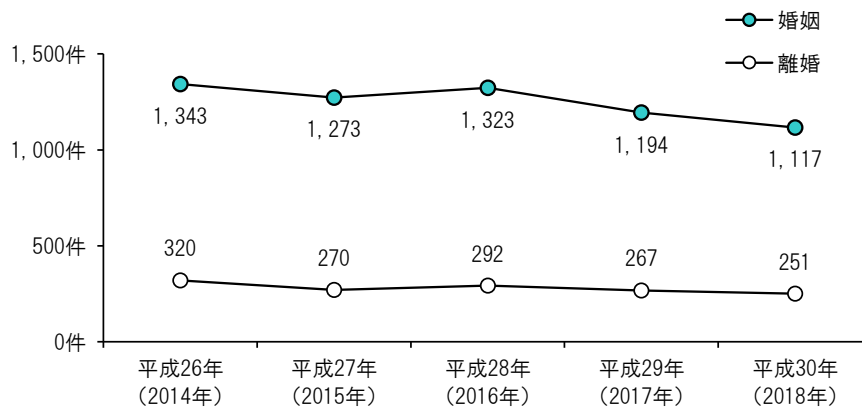


資料：国勢調査

(5) 婚姻・離婚の状況

婚姻数は、平成28年（2016年）以降、年々減少しており、平成30年（2018年）では1,117件となっています。離婚件数も同様に減少しており、平成30年（2018年）では251件となっています。

○婚姻・離婚件数の推移

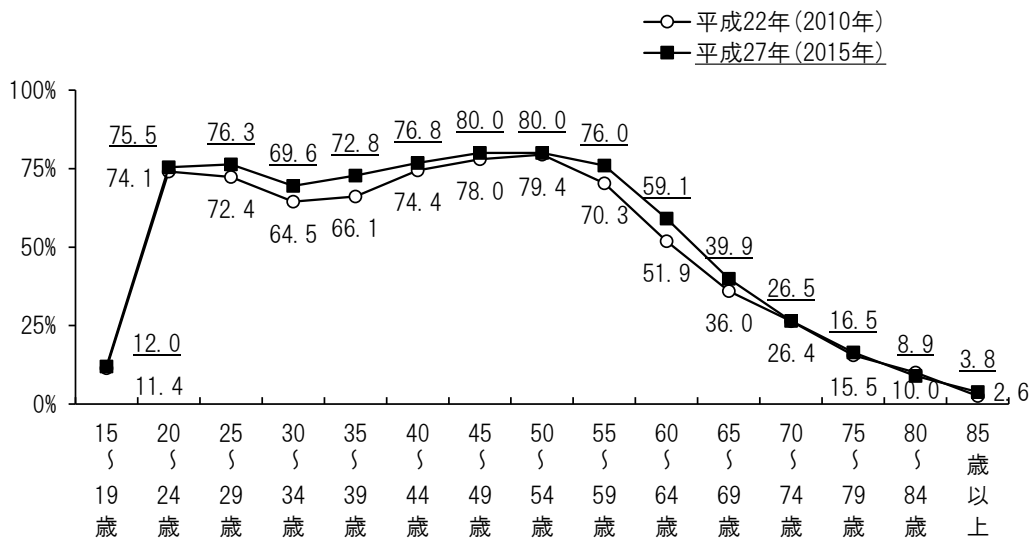


資料：掛川市統計書（平成30年度版）

(6) 女性の労働の状況

女性の労働力率を平成22年（2010年）と平成27年（2015年）で比較すると、「80～84歳」を除いたすべての年齢で平成27年（2015年）の割合が高くなっています。中でも25歳～39歳までと、55歳～64歳は差が大きくなっています。

○女性の労働力率



資料：国勢調査

(7) 外国人住民の推移

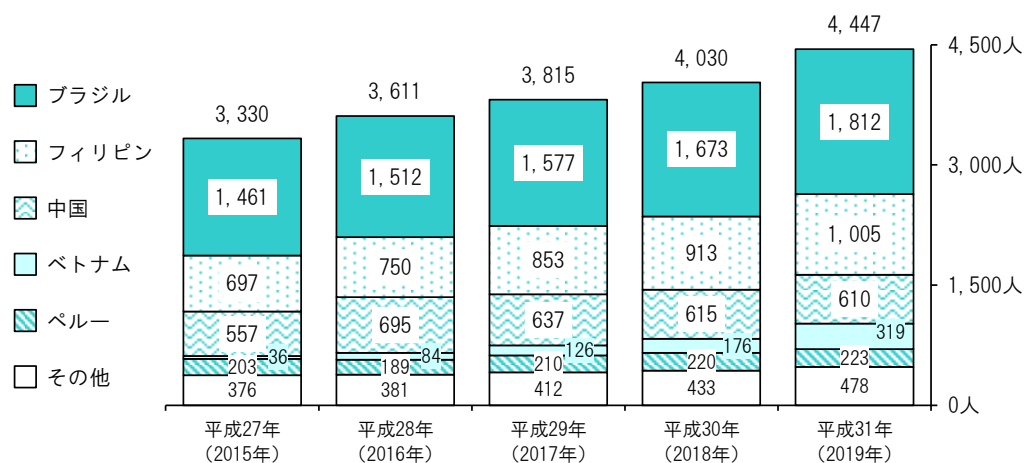
外国人住民の総数は、平成27年（2015年）から年々増加しており、平成31年（2019年）では4,447人となっています。国籍はブラジルが1,812人と最も多く、以下フィリピンが1,005人、中国が610人となっています。

○外国人住民の推移

単位：人

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)
ブラジル	1,461	1,512	1,577	1,673	1,812
フィリピン	697	750	853	913	1,005
中国	557	695	637	615	610
ベトナム	36	84	126	176	319
ペルー	203	189	210	220	223
インドネシア	81	83	95	108	119
韓国・朝鮮	83	87	85	84	74
タイ	36	36	37	37	46
スリランカ	11	10	18	24	37
米国	29	36	37	28	32
その他	136	129	140	152	170
合計	3,330	3,611	3,815	4,030	4,447

資料：市民課（各年3月末日）



第3章 計画の基本方針

第1節 計画の基本理念

子どもが健やかに 生まれ育つまち掛川

子どもは社会に希望と活力をもたらす「地域の宝」であり、未来をつくる存在です。

この大切な宝を育てる「子育て」は、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす「尊い営み」です。

このことから、すべての人々が子どもを健やかに育てることができるよう、「子育ては尊い営み」であるという理念が社会に浸透しなければなりません。

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期であり、学童期・思春期は、社会とのかかわりのなかで、主体性や人間性がはぐくまれる時期です。この時期に、子どもが自立心と人とのかかわる力や心豊かにたくましく生きる力*を身につけることができるよう、適切な教育と保育が行われることが大切です。また、すべての子どもが自己肯定感を持ち、掛川市教育振興基本計画の目標である「夢とこころざしを持ち、ともに学び、豊かな未来を創造するひと」へ成長できる環境を整備することが、市全体の責任であると言えます。

子どもの健やかな育ちを保障し、子どもの最善の利益を守ることは社会全体の責務であることから、掛川市では、これまで培ってきた「報徳の精神」や「生涯学習の理念」、「自助・共助・公助の精神」を根幹に、『子どもが健やかに生まれ育つまち掛川』を基本理念とし、家庭・園・学校・地域・行政・企業などが協働して、妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援環境づくりを目指します。

第2節 計画推進のための基本的な視点

本計画では、基本理念の実現のため、3つの基本となる視点を掲げます。

子どもの視点

次世代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

家庭の視点

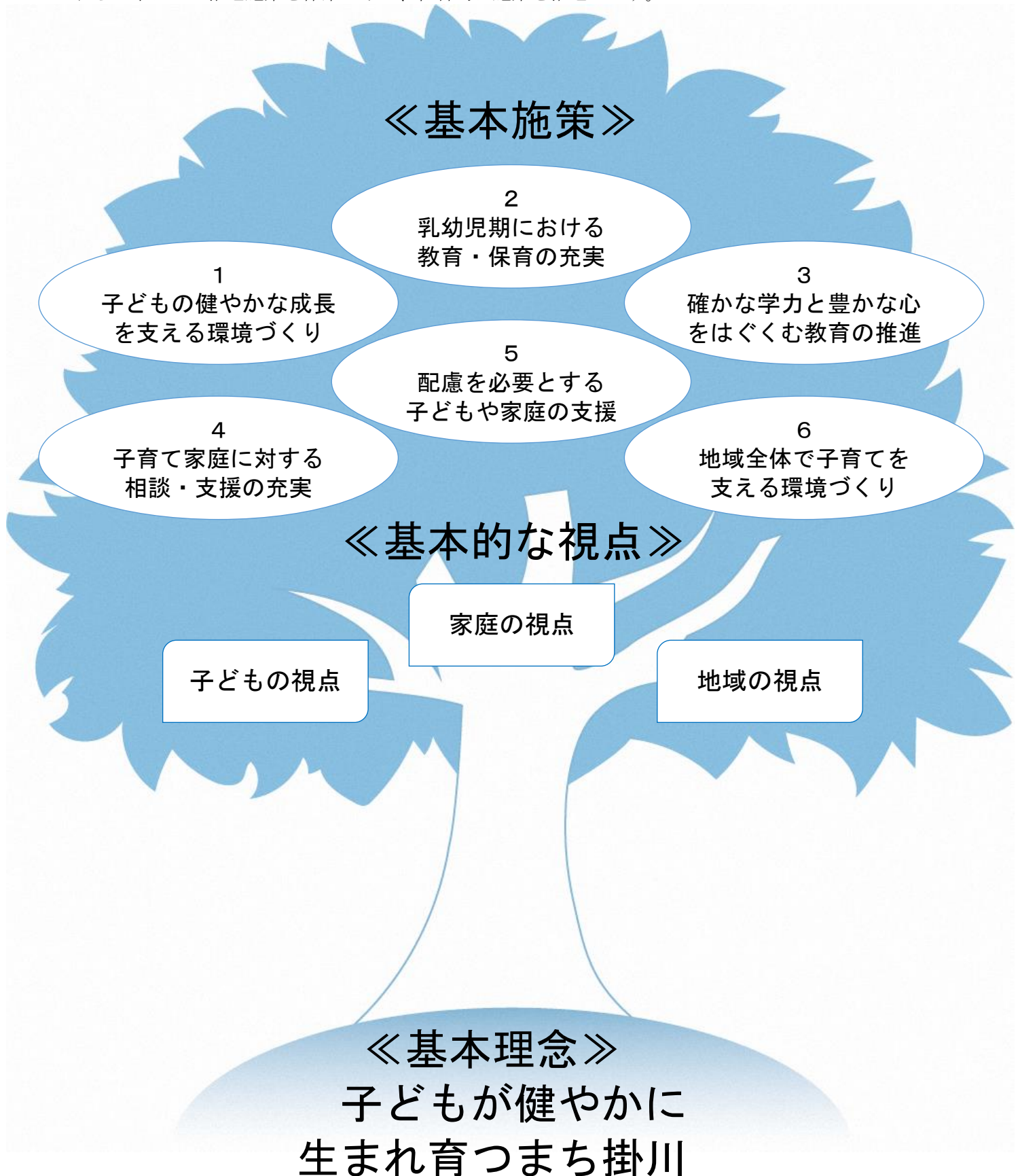
子育ての主役は、家庭であるという基本的な認識のもと、すべての保護者が、子育てや子どもの成長に希望と喜びや生きがいを感じることができるよう、すべての子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

地域の視点

地域の財産である子どもを、ともに育てるため、地域における一人ひとりが、子どもの成長と子育て支援に対する関心と理解を深めるとともに、子どもと子育て家庭を協働により、地域ぐるみで支える視点に立った取組を進めます。

第3節 計画の体系

本計画では、基本理念や基本的な視点を実現するため、施策の柱となる6つの基本施策を定め、それらの下に21の推進施策を体系づけて、総合的に施策を推進します。



子どもが健やかに生まれ育つまち掛川

1	子どもの健やかな成長を支える環境づくり	P22
	(1) 妊娠期における支援	P22
	(2) 乳幼児期における支援	P24
	(3) 学童期・思春期における支援	P26
2	乳幼児期における教育・保育の充実	P27
	(1) 保育者の資質・意欲の向上	P27
	(2) 教育・保育事業の充実	P29
	(3) 安全・安心な園環境の整備	P31
	(4) 多様な子どもへの対応	P32
3	確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育の推進	P33
	(1) 学校における魅力ある教育の推進	P33
	(2) 青少年健全育成の推進	P36
	(3) 放課後における子育て支援の充実	P38
4	子育て家庭に対する相談・支援の充実	P39
	(1) 子育てに関する情報提供や支援の充実	P39
	(2) 親子のふれあいの場の充実	P41
	(3) 家庭教育の充実	P42
5	配慮を必要とする子どもや家庭の支援	P44
	(1) 障がいを持つ子どもや家庭の支援	P44
	(2) 発達の気になる子どもや家庭の支援	P46
	(3) 児童虐待防止対策の推進	P48
	(4) 子育て家庭に対する経済的支援	P49
6	地域全体で子育てを支える環境づくり	P51
	(1) 地域が主体となった子育て支援の充実	P51
	(2) 子育てと仕事の両立環境の取組の促進	P53
	(3) 地域ぐるみで取り組む教育の推進	P54
	(4) 安全・安心対策の推進	P55

主要事業

●母子手帳の交付・妊婦相談 ●妊婦健康診査委託事業 ●産婦健康診査委託事業 など

●乳児家庭全戸訪問事業 ●乳児健診(4か月、10か月児健診) ●乳幼児健診未受診者対策 など

●母子健康講座 ●各種予防接種(11種)

●かけがわ乳幼児教育未来学会 ●合同保育 ●保育体制強化事業 など

●教育・保育事業 ●時間外保育事業 ●一時預かり事業 など

●保育所等防犯対策強化整備事業 ●危機管理等のマニュアルの見直し・活用 など

●障がい児保育事業 ●特別支援教育推進事業 ●外国人保育事業 など

●まごころ先生 ●ALT派遣事業 ●英語力向上推進事業 ●全国学力・学習状況調査事業 など

●教育相談事業 ●いじめ防止対策推進事業 ●青少年健全育成活動推進事業 など

●放課後児童健全育成事業 ●放課後子ども教室

●子育てコンシェルジュ事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 など

●児童館・児童交流館事業 ●子育て支援センター・つどいの広場事業

●ゆったり子育て三世代応援事業 ●掛川流子育て応援事業(スキップのすゝめ) など

●児童発達支援事業 ●放課後等デイサービス事業 ●保育所等訪問支援事業 など

●児童発達相談員派遣事業 ●発達相談支援センター「のびる〜む」 ●ことばの教室 など

●要保護児童対策地域協議会 ●家庭児童相談室 ●子育て短期支援事業

●特別児童扶養手当給付事業 ●児童手当 ●母子家庭等医療費助成事業 など

●子育て協働モデル事業 ●赤ちゃんの駅貸し出し事業 など

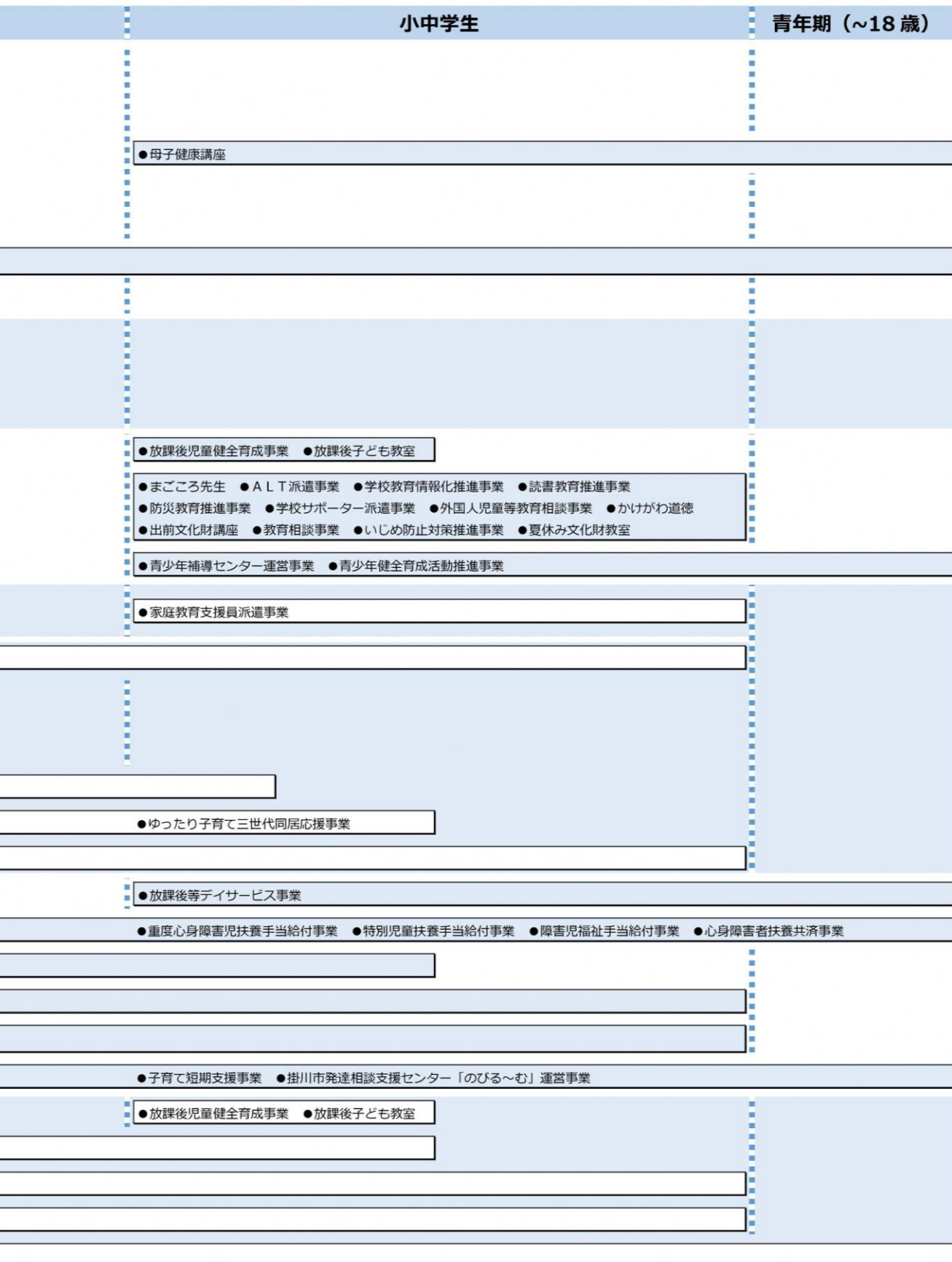
●子育てに優しい事業所づくり事業 ●子育てと仕事の両立環境整備事業 など

●中学校区学園化構想推進事業 ●放課後子ども教室

●防犯意識高揚・団体支援事業 ●交通安全教育事業 ●交通安全運動推進事業 など

第4節 ライフステージごとの主な取組

	妊娠期	乳幼児期
基本施策1 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●母子手帳の交付・妊婦相談 ●妊婦健康診査委託事業 ●産婦健康診査委託事業 ●産後ケア事業 ●新米パパママセミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児家庭全戸訪問事業 ●乳児健診(4か月、10か月児健診) ●6か月児相談、1歳6か月児健診、2歳2か月児健診、3歳児健診 ●養育支援事業 ●出張！育児力アップ教室 ●おやご教室(たけのご教室) ●三つ子の魂を育てる講演会 ●各種予防接種(11種類)
基本施策2 乳幼児期における教育・保育の充実		<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育事業 ●時間外保育事業 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●かけがわ乳幼児教育未来学会 ●掛川協働保育園等保育料助成事業 ●幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等助成 ●災害を想定した避難訓練の実施 ●外国人支援員の配置
基本施策3 確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育の推進		
基本施策4 子育て家庭に対する相談・支援の充実		<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター・つどいの広場事業 ●家庭教育学級開催事業 ●ブックスタート ●子育てサポーター派遣事業 ●児童館・児童交流館事業 ●子育てコンシェルジュ事業 ●掛川流子育て応援事業(スキシップのすゝめ) ●親子図書の推進 ●子育て総合案内サイト「かけっこ」 ●託児サポーター派遣事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●子育て協働モデル事業 ●PTA活動支援事業 ●かけがわお茶の間宣言推進事業
基本施策5 配慮を必要とする子どもや家庭の支援		<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援事業 ●児童発達相談員派遣事業 ●保育所等訪問支援事業 ●ヘルパー派遣事業 ●移動支援事業 ●訪問入浴サービス事業 ●ひとり親家庭子育てサポート事業 ●遺児等の手当 ●児童手当 ●おやご教室(たけのご) ●ことばの教室 ●母子家庭等医療費助成事業 ●家庭児童相談室 ●児童扶養手当支給事業 ●子ども医療費助成事業
基本施策6 地域全体で子育てを支える環境づくり		<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援センター・つどいの広場事業 ●赤ちゃんの駅貸し出し事業 ●子育て協働モデル事業 ●中学校区学園化構想推進事業 ●子育てに優しい事業所づくり事業 ●防犯意識高揚・団体支援事業 ●交通安全教育事業



第4章 子育て施策の展開

基本施策1 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

核家族化や少子化、女性の社会進出など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。安心して出産や子育てを行うためには、妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期の各ライフステージに合わせた、切れ目のない支援を各機関と連携して進め、母子の健康対策を充実させることが必要です。

目指す姿

子どもたちは正しい生活習慣を身に付け、健康管理ができており、子どもと保護者が生涯を通じて健やかな心と体を保っている。

(1) 妊娠期における支援

現状と課題

妊娠期から育児不安を持っている妊婦は増加しており、育児不安を軽減するための支援が必要です。母子手帳交付の際には面接を行い、支援の必要な妊婦について支援内容を検討する会を随時開催しています。平成27年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなど、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供しています。

現在、妊娠16週以降の妊娠届出が1%あり、届出の遅れた背景には、望まない妊娠や経済的理由など、育児に影響を及ぼす可能性のある理由があげられます。また、若年の妊娠、精神疾患の既往や治療中など、ハイリスクを負った妊婦が妊娠の23%を占めており、妊娠・出産・育児を通しての支援が重要となっています。

複雑な問題を抱える妊婦は増えているため、関係機関との連携を密に行っていく必要があります。引き続き、定期的開催する母子支援会議や、随時行うケース対応により関係機関との連携を深めていきます。

【統計資料】

- ・妊婦健康診査回数 (P81参照)

施策の方向

母親は、妊娠届出で初めて健康医療課に来所します。妊婦は、心身の健康状況や世帯の状況、異文化など背景が様々です。そのため、気軽に妊娠や子育てについて相談できる窓口を伝え、窓口や電話・来所相談等により早期支援に結びつけていきます。また、出産・育児への不安を軽減するため、母親・両親学級を引き続き開催し、妊娠期から具体的に育児がイメージできるよう内容を工夫します。

安全・安心な妊娠・出産には適正な時期の妊娠届出と妊婦健康診査の定期的な受診が必要です。ハイリスク妊婦に対し、中東遠総合医療センターや産科医療機関との連携のほか、福祉課・こども希望課・ふくしあ※・健康医療課など関係機関と支援の方向を検討し情報交換をしながら、進めていきます。また、望まない妊娠の相談窓口「しずおか妊娠SOS」を周知します。

令和元年度からの新規事業「産婦健康診査委託事業」や「産後ケア事業」の周知、中東遠総合医療センターや産科医療機関、助産院との事業理解と支援の連携を推進していきます。

主要事業

事業	内容	担当課
母子手帳の交付・妊婦相談	母子健康手帳の交付時に面接をするとともに妊産婦健康診査受診票の交付や健康教育用のパンフレットの配布等を行う。	健康医療課
妊婦健康診査委託事業 ⇒ (P79参照)	妊娠、出産にかかる経済的な不安を軽減し、積極的な受診を促し、定期的な受診により、安全な分娩と健康な赤ちゃんの出産へとつなげる。	健康医療課
利用者支援事業（母子保健型） （子育て世代包括支援センター） ⇒ (P76参照)	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、母子手帳交付時に把握した支援の必要な妊婦の支援プラン作成及び支援の提供をする。身近で利用しやすいふくしあ※を会場に、毎月1回子育て相談を開催し、支援プランに基づいた相談を行う。	健康医療課
産婦健康診査委託事業	産後うつの把握と産後支援についてより早くかわりを持てるように受診を促し、定期的な受診により正しい育児と健康な子どもの成長につなげる。	健康医療課
産後ケア事業	出産後支援の必要な母親と乳児が安心して生活をおくれるように、産科医療機関や助産院にて宿泊や日帰りサービスの心身ケアや育児サポート等を行う。	健康医療課
新米パパママセミナー	妊婦と夫（家族）を対象に、両親育児編、歯科編、絵本・栄養編、絆はぐくみ編の講座を実施する。	健康医療課
不妊治療費助成事業	高額な医療費がかかる体外受精・顕微授精・人工授精・不育症治療費用の一部を助成する。	健康医療課
母子支援会議	母子保健や福祉等関係機関による家庭訪問等の支援が必要と認められた保護者に対して、対応方法を組織で考える体制づくりをすすめる。	健康医療課

（注）網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(2) 乳幼児期における支援

現状と課題

乳児家庭全戸訪問事業の実施率は約99.5%です。家庭訪問ができないお宅は、来所相談等で母子の状況を確認し、母子の健康管理や育児相談を行います。育児不安、養育能力、ストレス等が原因で要観察になる割合は20.8%です。

乳幼児健診の受診率は98%台です。健診未受診児には、電話、はがき、訪問等により受診勧奨をしています。健診後の要観察児は増えており、その事由は、発達の遅れのほか、養育の問題や不適切な育児など、多様化しています。平成30年度に実施した乳幼児健診の際、育児を楽しめていると回答した割合は、1歳6か月児健診では87.1%、3歳児健診では80.8%でした。

子育て講座は好評ですが、受講を勧めたい方の参加が少ない状況にあるため、より多くの方が受講しやすいよう、子育て支援センターと連携し、出張！育児力アップ教室を開催するなど、参加しやすい講座の開催に努めました。

発達の気になる子どもの早期支援策として実施している個別相談や、おやこ教室「たけのこ教室」の対象者は増加しているため、各グループの定員数や、開催回数を増やして実施しています。

育児不安や発達が気になる子どもが増加傾向にあるため、乳幼児健診後の支援体制の充実等が求められています。

【統計資料】

- ・乳児家庭全戸訪問人数（P81参照）
- ・養育支援訪問人数（P81参照）

施策の方向

母子と面接のできる乳幼児健診の機会を利用し、生活リズムや食事など月齢に合わせた育児の情報を提供し、基本的な生活習慣の自立を目指します。乳幼児健診の満足度を上げるため、親の立場で寄り添った育児支援ができるよう、保健師の面接技術などの資質向上を図り、育児不安の軽減につなげるとともに、来てよかった健診・相談してよかった健診を目指し、乳幼児健診のアンケート項目の見直しと修正に取り組みます。

乳幼児健診未受診者には電話や家庭訪問で受診勧奨を行うとともに、こども希望課・市民課と連携し、健診対象者の母子の状況把握に取り組みます。

出張！育児力アップ教室は、開催方法を変更し、より参加しやすい工夫と、子育て支援センター等との連携を図ります。

また、障がいや、疾病のある子どものより良い支援と就園や就学に向け、引き続き処遇検討会を開催し、関係機関が情報共有し連携を図るとともに、療育機関の拡充に向けた検討や小児発達を専門とする病院や医師の確保を働きかけていきます。

令和2年10月からロタウイルスワクチン^{*}の定期接種が始まるため、定期接種開始の周知や接種勧奨を行います。

主要事業

事業	内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 ⇒ (P77参照)	妊娠生活が不安な妊婦や、掛川市で出生したすべての赤ちゃん・お母さんを対象に、健康状態や生活の様子を確認して、妊娠・出産・育児についての相談・助言・情報提供等を行う。	健康医療課
乳児健診(4か月、10か月児健診)	医療機関で実施し、身体発育や精神運動機能等の遅れを早期発見する。結果により健診後の支援をする。	健康医療課
6か月児相談 1歳6か月児健診 2歳2か月児健診 3歳児健診	乳幼児期の各月齢において、身体発育や精神発達の遅れ、運動機能障害、視覚聴覚障害等を早期に発見し、適切な指導を行う。	健康医療課
乳幼児健診未受診者対策	未受診者について電話・はがき・訪問等で受診勧奨と所在・養育状況の把握を行う。	健康医療課
養育支援事業 ⇒ (P78参照)	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・栄養士等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行い、その家庭の子育て支援を行う。	健康医療課
個別相談	乳幼児健診等で、要経過観察になった子どもの発達相談を行い、発達評価と発達課題へのアドバイスをし、早期に発見・適切な支援に結びつける。	健康医療課
おやこ教室「たけのこ教室」	乳幼児健診・相談等において経過観察の必要なケース及びその保護者に対して、継続的に集団及び個別指導を行う。	健康医療課
処遇検討会	年に2回検討会を開催し、各機関から最近の状況、検討対象児や今後の処遇について等の情報共有等を行う。	健康医療課
出張！育児力アップ教室 (子育て支援センター編)	未就園児を持つ親を対象に、「脳の成長と睡眠」、「トイレトレーニング」、「好き嫌いをなくそう」の3つのテーマの講座を実施する。	健康医療課
三つ子の魂を育てる講演会	就学前の子の保護者を対象に、家庭や地域での育児力を高めるための講演会を、年1回開催する。	健康医療課
各種予防接種(11種類)	麻しん・風しん、二種混合(ジフテリア・破傷風)、四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)、日本脳炎、BCG、子宮頸がん等予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの予防接種を行う。	健康医療課
母子支援会議 【再掲】P23参照	母子保健や福祉等関係機関による家庭訪問等の支援が必要と認められた保護者にかかわる機関や方法を確認し関係機関と連携し、対応方法を組織で考える体制づくりを進める。	健康医療課
利用者支援事業(基本型) (子育てコンシェルジュ事業) ⇒ (P76参照)	子育てコンシェルジュ [*] による家庭訪問、電話等による相談、転入者訪問による子育て支援サービスの情報提供などを行う。	こども政策課

(注) 網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(3) 学童期・思春期における支援

現状と課題

子どもたちが、子どもを生み育てることの意義を学び、子育ての楽しさや家庭の大切さを理解することが重要です。

乳幼児と接する機会を設け、妊娠や出産に関する正しい知識の普及により、将来の安全な妊娠に結びつけていく必要があります。

施策の方向

次世代を担う子どもたちに、性や薬物、たばこ、アルコールなどの正しい知識を普及するとともに、心のセルフケアを学ぶ場を設けていきます。また、赤ちゃんとのふれあいを通じて、子育ての楽しさや家庭の大切さを学べる機会を充実していきます。

学校保健と母子保健で課題や取組内容の情報交換を行い、情報を共有し連携を進めていきます。

研修等への参加と情報共有等により相互に質（技量）の向上に取り組み、また、関係機関との連携を図るため情報共有と支援の方向性の検討を引き続き行っていきます。

主要事業

事業	内容	担当課
母子健康講座	小中学校や高等学校からの依頼を受け、保健師等が生活習慣、食育、命の大切さ等について、講義を行う。	健康医療課
各種予防接種（11種類） 【再掲】P25参照	麻しん・風しん、二種混合（ジフテリア・破傷風）、四種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）、日本脳炎、BCG、子宮頸がん等予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌、水痘、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの予防接種を行う。	健康医療課

基本施策2 乳幼児期における教育・保育の充実

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

多様な教育・保育ニーズに適切に応えるためには、子ども一人ひとりの特性や発達などに対応した質の高い教育・保育が受けられる環境の整備が必要です。

目指す姿

子どもの個々の特性や発達などを踏まえた、質の高い教育・保育が受けられる環境が整っている。

(1) 保育者の資質・意欲の向上

現状と課題

市内には、幼稚園や保育園、認定こども園等の認可園のほか、協働保育園[※]や企業主導型保育事業[※]があります。

生きる力[※]の基礎をはぐくむ教育を推進し、充実した園運営を進めるためには、園内研修などを通じて、保育者一人ひとりの資質を高めるとともに、職員間で共通理解を図り、協力して取り組むことが大切です。

掛川市では、平成28年12月に、すべての園の保育者が参加して、「かけがわ乳幼児教育未来学会」を設立し、乳幼児教育・保育の質の向上を図る実践研究を展開するとともに、相互の交流・連携を図っています。

施策の方向

園内研修の充実と学び合う職員集団づくりの確立や、保育者の専門性を高めるための研修、小学校との連携・交流を推進し、子ども一人ひとりの成長を促す教育課程と指導計画の充実、発達段階に応じた支援や指導方法の工夫、アクティブ・チャイルド・プログラムを取り入れた運動遊びなど、様々な体験の場の充実に努めることで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の教育・保育を推進します。

また、「かけがわ乳幼児教育未来学会」における活動や各種研修を通じた保育者の資質向上に努めるとともに、子どもたちに多様な体験や学びの場を提供するなど、生きる力[※]の育成に繋がっていきます。

主要事業

事業	内容	担当課
かけがわ乳幼児教育未来学会	乳幼児教育・保育の質の向上を図るための実践研究や保育者等の相互の交流・連携を行う。	こども希望課
合同保育	小規模園の課題解決及び認定こども園化に向け、園児交流活動を推進し、就学前教育の充実を図る。	こども希望課
保育体制強化事業	保育士の保育業務以外の業務負担を軽減するため、保育補助者の雇い上げに係る経費の一部を補助する。	こども希望課
職種別・経験者別研修事業	園長会の開催や園務主任・要支援児担当職員研修等を開催し職員の資質向上を図る。	こども希望課

(2) 教育・保育事業の充実

現状と課題

近年、少子化や核家族の進行、地域コミュニティの希薄化など、家庭や地域における子育てを取り巻く環境が変化しています。こうした背景の下、働く女性の増加等により、共働き世帯が増加しており、0～2歳児を中心として、保育ニーズが年々高まっています。

このような状況を受け、本市では、認可保育施設の定員拡大を進めるとともに、一時預かり事業など、保育サービスの拡充をしてきました。

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とする一時預かり事業（幼稚園型）と保育所等が行う一時預かり事業があります。幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業は、平成30年4月から市立三笠幼稚園と土方幼稚園において、午前7時15分から8時30分までと午後6時までの延長利用を開始し、保育ニーズに対応しています。一方、保育所等が行う一時預かり事業は、保育士不足により、受入れが減少傾向にあります。

また、大東大須賀区域で推進している認定こども園化事業については、平成31年4月に第1号となる「おおさかこども園」が開園しました。

待機児童対策に向け、認可保育施設等の整備とともに、保育士の確保が課題となっています。

【統計資料】

- ・園児数の推移（P82参照）
- ・就園率の推移（P83参照）
- ・教育・保育施設の状況（P84～87参照）
- ・延長保育の状況（P88参照）
- ・一時預かりの状況（P89参照）

施策の方向

ニーズ調査の結果では、働いている母親が65.3%で5年前から8.7p増加しています。また、働きたい母親も増加しており、保育ニーズの増加が見込まれるため、ニーズに見合った教育・保育の充実に努めます。

特に掛川区域では、0～2歳児の受入れが困難となっているため、認可保育園等の施設整備を重点的に進めるとともに、今後は、公立幼稚園のあり方についても検討を進めていきます。

大東大須賀区域では、引き続き認定こども園化を推進していきます。

また、待機児童を解消するため、引き続き、お仕事応援相談会の開催や保育士等就職応援資金貸付事業を実施するとともに、制度の周知・啓発を図り、保育士等の確保に努めます。

幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を図るため、給付方法の検討を行うとともに、必要に応じて県と連携を図ります。

主要事業

事業	内容	担当課
教育・保育事業 ⇒ (P58参照)	教育・保育給付認定及び希望園への入所調整を行い、「通常の時間帯」の範囲内で教育・保育を行う。	こども希望課
時間外保育事業 ⇒ (P69参照)	各施設・事業者が定める「通常保育を行っている時間帯」の範囲を超えて保育を行う。	こども希望課
一時預かり事業（幼稚園型） ⇒ (P70参照)	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった幼稚園児（在園児）について、一時的に預かり保育を行う。	こども希望課
一時預かり事業（幼稚園型を除く） ⇒ (P71参照)	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に預かり保育を行う。	こども希望課
病児・病後児保育事業 ⇒ (P72参照)	病気の回復期に至らない児童や病気の回復期の児童を家庭で保育が出来ないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する。	こども希望課
掛川協働保育園等保育料助成事業	認可保育園への入所要件を満たしながらも、掛川協働保育園等へ入所した世帯を対象に、認可保育園へ入所した場合にかかる保育料額（仮算定額）と掛川協働保育園への実支払額（保育料）との差額を助成する。	こども希望課
幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等助成事業	保育料の無償化に伴い、自己負担が発生する家庭に対し、保育料等の一部について助成を行う。	こども希望課
企業主導型保育事業 [*] の支援	企業主導型保育事業 [*] の周知や、企業への紹介、実施を検討している企業への情報提供等を行う。	こども希望課
大東大須賀区域幼稚園保育園の認定こども園化	大東大須賀区域の公立幼稚園8園と私立保育園5園を、民営の認定こども園5園に再編する。	こども政策課
保育士等就職応援資金貸付事業	市内の保育所等に勤務しようとする方に、就職応援資金を貸し付け（2年超勤務で返還免除）することにより、保育士等の確保を図る。	こども政策課
お仕事応援相談会の開催	市内外の保育士や幼稚園教諭などの人材確保を目的に、市内の子育て関係施設が一堂に会して、各施設の情報を提供、説明及び個別相談を行う。	こども政策課

（注）網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(3) 安全・安心な園環境の整備

現状と課題

充実した教育・保育を推進し園児が安心して生活するために、安全管理は大変重要であり、保育者等が危機管理意識を高めたり、園環境の整備に努めたりすることが大切です。昨今の事件・事故を踏まえ、国の交付金を活用した防犯対策強化事業を実施しました。

また、災害に備えた防災訓練を実施しました。

施策の方向

昨今の事件・事故を踏まえて園児の安全確保及び園の安全管理に向けての取り組みや、安全で安心して生活できる施設・設備の充実を一層推進します。

また、保育者等を対象とした防犯研修会の開催や、警察、道路管理者と連携したお散歩ルート上の危険か所の点検等を実施します。

その他、地震や津波等を想定した防災訓練を実施し、安全意識を高め、安全・安心な園環境の整備に努めます。

主要事業

事業	内容	担当課
保育所等防犯対策強化整備事業	保育所等において、子どもを安心して育てることのできる体制整備のため、防犯カメラの設置等の防犯対策の強化を行う事業者に対し、費用の一部を補助する。	こども希望課
危機管理等のマニュアルの見直し・活用	不審者対応や防災対策に関するマニュアルの見直しを行い安全な園環境に努める。	こども希望課
災害を想定した避難訓練の実施	火災や地震・津波等を想定した避難訓練を実施し、安全意識を高める。	こども希望課
遊具の安全点検	園児が安心して遊べるよう専門業者による遊具の安全点検を実施する。	こども希望課

(4) 多様な子どもへの対応

現状と課題

教育・保育の現場では、外国人や発達障がいなど、多様な子どもへの対応が求められています。

近年、掛川市で生活する外国人の定住化が進み、外国人の子どもが増えています。円滑な教育・保育や就学支援ができるよう、受入れ施設に必要な支援をしていくことが必要です。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもが多くなり、特別支援教育の充実が必要です。

さらに、アレルギーを持つ子どもが増え、アレルギーの種類によってはアナフィラキシーショック※などの重篤な症状を起こすものもあり、園における慎重な対応が求められています。

施策の方向

多様な子どもたちの教育・保育を行う施設に対する支援を進めるとともに、保護者が子育てに関する悩みや不安を相談できるよう、関係機関と連携した体制を充実させます。

外国人の子どもについては、教育・保育が円滑に受けられるよう、施設に対する支援を推進します。

発達障がいを持つ子どもについては、それぞれの特性に応じた支援が必要なため、正しい知識や対応ができる人材の育成に努めるとともに、関係機関と連携し、子どもの置かれた環境に見合った支援の提供を目指します。

アレルギーを持つ子どもについては、持たない子どもと同様に、安全・安心な園生活を送ることができるよう、食品アレルギーに対応した体制づくりに努めていきます。

主要事業

事業	内容	担当課
外国人保育事業	私立認可保育園における外国人の保育を促進するため、外国人保育を実施する施設に対して、運営費助成のため補助金を交付する。	こども希望課
外国人支援員の配置	外国人の園児・保護者に対して、必要に応じたサポートやサービスを提供するため、支援員を配置する。	こども希望課
障がい児保育事業	障がいを持つ子どもを受け入れる私立認可保育園に対し、運営費助成のため補助金を交付する。	こども希望課
障がい児教育事業 (認定こども園特別教育・保育事業)	障がいを持つ子どもの受入れを円滑に推進するとともに、障がい児教育の充実を図るため、受入れを行う私立幼稚園等に対し、補助金を交付する。	こども希望課
特別支援教育推進事業 (幼稚園)	早期発達支援を要する幼児への理解促進と園内における支援体制の確立や小学校との接続期を踏まえた保育の適正化、保護者の特別支援教育に対する理解や連携の推進を行う。	こども希望課
かけがわ乳幼児教育未来学会 (健康安全研究部)	アレルギー対策研修会等を実施し、アレルギーに対する理解と対応方法について学ぶ。	こども希望課

基本施策3 確かな学力と豊かな心をはぐくむ教育の推進

学童期・思春期における教育環境は、子どもたちにとって、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力など、夢や希望に向かってたくましく生きる力^{*}を身につけるための重要な社会基盤です。

子どもたちが、長年培ってきた市の歴史や文化を踏まえた教育を受け、学校・家庭・地域といった社会とのかかわりのなかで、自己の可能性に気づき、豊かな人間性をはぐくむことのできる環境の整備が必要です。

目指す姿

子どもたちの知性と創造性、豊かな心と健やかな体をはぐくむことができる環境が整っている。

(1) 学校における魅力ある教育の推進

現状と課題

各学校では魅力ある授業を行うよう努力しており、魅力ある授業の展開の共有が進みました。全中学校、小学校2校に「Pepper」を導入し、プログラミング教育^{*}を推進しました。学力の両極分化が進み、一斉授業だけでは理解が難しい子どもが増えており、個に応じた指導体制の確立や継続した取組が必要です。また、外国人や特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の増加が著しく、支援員の増員が求められています。また、教員の専門性の向上と連携を図る研修体制の構築が急務です。スクールソーシャルワーカー^{*}の有効活用も必要な状況です。

心の教育の大切さが指摘されるなか、学校における道徳教育や人権教育の重要性も増しています。

防災教育については、これまで県委託事業として実施していた防災キャンプ事業が平成29年度に廃止となりましたが、全国的に大きな災害が発生しており、学校教育や社会教育を通じた防災教育の必要性が高まっていることから、市の事業として継続していく必要があります。

【統計資料】

- ・ 小学校の状況 (P90参照)
- ・ 中学校の状況 (P91参照)
- ・ 小中学校の相談状況 (P92参照)

施策の方向

「かけがわ学力向上ものがたり」の実施により、子どもたちに付けたい力を明確にした授業、誰にでもわかりやすい学びのユニバーサルデザイン※を意識した授業を展開し、学力の定着を図ります。

特別支援教育については、教員研修の実施や園・関係部署との連携のほか、巡回相談※や専門家チームによる支援会議の開催により、各校の課題解決に努めます。

「報徳の教え」が根づく掛川らしさを生かした授業を充実させ、道徳教育や人権教育を推進します。

いじめに関する取組については、「掛川市いじめ防止条例」及び「掛川市いじめ防止基本方針」に基づき、市民総ぐるみで未然防止対策にあたります。

新かけがわスタンダード※を活用した外国語授業の実践や、令和元年度から2年間の道徳教育指定研究の推進を実施します。また、学校司書の計画的な配置と学校当たりの学校司書勤務日数を拡充し、読書活動を推進するとともに、市内全校に「Pepper」1台を配置し、プログラミング教育※の充実を図ります。

現在、部活動指導員配置事業により、市内の6中学校に配置している指導員を増員するなど、部活動をサポートする体制づくりをさらに拡充します。

防災教育については、発達段階に応じた防災対応能力の育成や地域防災訓練への参加促進、防災キャンプ事業など、学校教育や社会教育を通じた防災教育の充実に努めます。

主要事業

事業	内容	担当課
まごころ先生	経験年数が原則3年未満の教員等への指導・助言、相談業務を行う。	学校教育課
A L T派遣事業	小学校は、各校にE-A L T（外国語活動支援員）を派遣し、小学校外国語活動の充実を図る。 中学校は、英語を母国語とするA L T（語学指導助手）を各校に派遣し、英語教育活動の充実を図る。	学校教育課
英語力向上推進事業	市内全中学校2年生による英検I B A（英検協会テスト）を実施する。	学校教育課
全国学力・学習状況調査事業	小学6年生及び中学3年生を対象に、全国学力・学習状況調査結果の採点・分析を行う。	学校教育課
学習資料作成事業	社会科副読本「わたしたちの掛川市」を作成する。	学校教育課
学校教育情報化推進事業	I C Tを活用した学習支援、I C T活用に関する調査研究、校務支援システムの活用研究を行い、子どもたちの学力向上及び教員のI C T活用指導力向上を図る。	学校教育課
学校図書充実事業	小学校・中学校の図書配分基準額を定め、配当し、図書の整備充実を図る。	学校教育課

事業	内容	担当課
読書教育推進事業	各校の学校図書館に学校司書を配置するとともに、市教育センター学校図書館支援室に司書を配置し、学校図書館の整備と読書教育の充実を図る。	学校教育課
部活動指導員配置事業	部活動の質的な向上を図るとともに、専門的な知識や技能を有しない教員の負担を軽減するため、専門的な指導員を配置する。	学校教育課
防災教育推進事業	児童生徒の「自ら判断し、自分の命は自分で守る」防災対応能力育成、発達段階に応じた防災教育、教職員の防災に対する資質向上研修の実施、地域連携による学校防災活動などを行う。	学校教育課
教育センター事業管理事業	教職員指導技術研修の充実、教育資料・教材備品の管理・提供、教育相談、不登校、特別支援教育等に関する面談・電話・訪問等による相談等を行う。	学校教育課
就学支援推進事業	知能検査の実施や掛川市就学支援委員会の開催により、児童・生徒の適切な就学支援について検討する。	学校教育課
学校サポーター派遣事業	特別支援教育充実のために、学校に学校サポーターや特別支援介助士を派遣する。学校サポーターは、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の生活・学習支援などを行い、特別支援介助士は、肢体不自由等により介助が必要な児童生徒の支援を行う。	学校教育課
特別支援教育推進事業 (小中学校)	特別支援教育を推進するため、校内・園内の支援体制づくりの充実、特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級担任研修の充実、巡回相談*による各校への支援、巡回相談*・専門家チームによる支援会議、特別支援教育連携協議会の開催等を行う。	学校教育課
外国人児童等教育相談事業	外国人児童・生徒の母語を理解でき、かつ教育相談活動を行うことのできる教育相談員を学校に派遣し、外国人児童・生徒の就学を支援する。 また、教育センターで電話や来室による相談を行う。	学校教育課
かけがわ道德	報徳の教えが根づく掛川ならではの題材を取り入れたり、地域人材を活用したりした道德教育を行う。	学校教育課
定住外国人等児童生徒に対する 就学促進・支援事業	日本に来て間もない外国人児童生徒に対し、日本語初期指導教室「虹の架け橋」にて日本語や学校での生活方法について指導を行うことで、スムーズな公立学校就学へとつなげる。	学校教育課
出前文化財講座	依頼を受けた小中学校へ学芸員が出向き、校区内の出土遺物や遺跡の解説、子どもたちに実際に遺物に触れてもらうなどの授業を行う。	社会教育課
学習活用の日	学校での「学習活用の日」等を、大須賀歴史民俗資料館の見学で活用してもらい、展示している民具を学芸員等が解説することにより、昔の暮らしなどを実感できる機会としてもらう。	社会教育課

(2) 青少年健全育成の推進

現状と課題

青少年の犯罪は減少していますが、スマートフォンの普及に伴い、インターネット上でのいじめ等のトラブルが増加傾向にあり、ネットへの依存傾向も顕著になっています。そのため、地域社会において青少年が地域の大人と深くかかわり合いが持てる機会を増やすことや、地域の声掛け運動の推進等、青少年を健全な成長に向けて導いていく必要があります。

また、地域で子どもを育てる気運が薄れつつある中、地域の子どもは地域で育てる体制づくりと、自然体験や社会体験への参加等、地域社会における様々な体験活動の機会と場を確保することが重要です。

深刻な問題であるいじめ防止・教育相談について、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー※、適応指導教室等、関係機関との連携、早期対応を図りました。

施策の方向

地域と連携して、補導センター活動の街頭補導や声掛けを継続実施し、非行問題の早期発見や非行防止、青少年の健全育成を図ります。また、青少年の行動態様の変化に合わせ、ネット上のトラブルやいじめの未然防止に向けた情報モラル啓発事業を展開します。

地域の青少年声掛け運動の推進や社会体験や異世代との交流を促す全市一斉青少年環境美化活動の実施などにより、子どもと地域社会のつながりを深め、地域社会の教育力向上を図るとともに、子ども会活動や青少年ボランティア育成など、学校外での体験学習活動を支援します。

また、いじめ防止について、連絡協議会や研修会における各機関との情報共有や対応検討を定期的に行い、いじめの未然防止を図ります。

主要事業

事業	内容	担当課
教育センター事業管理事業 【再掲】P35参照	教職員指導技術研修の充実、教育資料・教材備品の管理・提供、教育相談、不登校、特別支援教育等に関する面談・電話・訪問等による相談等を行う。	学校教育課
教育相談事業	保護者及び教師の悩みや問題について解決を図るための助言・援助を行う。他機関との連携を図り、適切な助言・援助や適応教室（みどり教室）の経営を行う。	学校教育課
こころの教室相談事業	教育センター適応指導教室（みどり教室）や北分教室及び西中、北中、東中のサテライト校に通級する児童生徒の適応指導等を行う。	学校教育課
いじめ防止対策推進事業	掛川市いじめ防止対策推進委員会を開催し、学校におけるいじめ未然防止対策から重大事態への対応まで、いじめに関する取組への指導や助言を行う。	学校教育課
青少年補導センター運営事業	地域と連携し、街頭補導や声掛けを通して、青少年の非行問題の早期発見や非行防止を図り、青少年の健全育成を推進する。	社会教育課
情報モラル啓発事業	ネットいじめやトラブルにつながる書き込みを発見し、児童・生徒の指導につなぐため、インターネットパトロールを実施する。また、予防を促す広報等啓発活動を行う。	社会教育課
青少年健全育成活動推進事業	地域の青少年声掛け運動や街頭キャンペーン、全市一斉青少年育成環境美化活動の実施など、地域ぐるみでの青少年の健全育成活動を推進する。	社会教育課
子ども会補助金交付事業	子どもたちが心豊かでたくましく成長することを願い、日頃から地域に根ざした子ども会活動を推進・展開できるよう、子ども会活動の支援、静岡県子ども会連合会との連絡調整を行う。	社会教育課
ボーイスカウト・ガールスカウト補助金交付事業	市内のボーイスカウト、ガールスカウト団体の活動支援を通じ、心身ともに健全な青少年の健全育成を図る。	社会教育課
仲よし学校活動支援事業 （通学合宿）	小学校区単位に共同宿泊訓練（通学合宿）を公民館等で開催し、子どもの自立心、社会性、忍耐力を養うとともに、地域の大人が地域の子どもの育てることを通じて地域の教育力向上を図る。	社会教育課
青少年ボランティア育成事業	中学生を対象に「ボランティア講座」を開催し、ボランティアの基本的な理念や心構えなどを伝えるとともに、社会教育施設や社会福祉施設などでのボランティア活動情報を提供し、実践体験を支援する。	社会教育課
夏休み文化財教室	夏休み期間中に、発掘体験などの楽しみながら歴史を学ぶ教室を開催する。	社会教育課
松ヶ岡プロジェクトの推進	貴重な文化財である松ヶ岡を保存し、後世に伝え、地域が主体となり、人づくりや子育てイベントに活用する。	社会教育課

(3) 放課後における子育て支援の充実

現状と課題

放課後の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりの事業として、放課後児童クラブと放課後子ども教室を推進しています。

放課後児童クラブは、現在35クラブが開設されていますが、利用希望児童が増えており、クラブによっては高学年の受入れができていなかったり、定員を超えて受入れをしているところがあります。登録児童が増加する学童の施設整備・確保が課題となっています。

放課後子ども教室は地域の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動、地域活動等の取組を行っていますが、コーディネーターの人材確保・育成が課題となっています。

また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携に向けた調整が必要です。

【統計資料】

- ・放課後子ども教室（P92参照）
- ・放課後児童クラブ（P93参照）

施策の方向

放課後児童クラブについては、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するため、現状の受入れ体制を確認・検証し、今後のニーズを見込み、必要に応じて施設整備を進めます。

また、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について、事業の検証と今後の事業拡充の必要性などの検討を進めるとともに、配慮の必要な児童や開所時間など地域の実情に応じた対応を検討していきます。

さらに、放課後子ども教室と放課後児童クラブの役割は、児童を預かることだけでなく、生活習慣や社会生活を学び、発達段階に応じた「生活の場」であり、「遊びの場」であることから、コーディネーターの人材確保や、支援員等への研修の実施などを支援し、これらの役割をさらに向上させていきます。

主要事業

事業	内容	担当課
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） ⇒（P66参照）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後、専用施設や学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや家庭的な雰囲気をもった生活の場を与え、児童の健全育成を図る。	教育政策課
放課後子ども教室 ⇒（P68参照）	小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等、子どもたちに多様な活動の場を提供する。	教育政策課

（注）網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

基本施策4 子育て家庭に対する相談・支援の充実

乳児期は、愛着形成により情緒的な安定が図られ、幼児期は、身体機能等の発達や豊かな感性が養われるなど、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

すべての子育て世帯が喜びを実感し、安心して子育てができるよう、子育て機関が連携して、子育て支援の充実を図っていくことが必要です。

目指す姿

すべての子育て世帯が、子育ての楽しさや責任を実感し、充実した子育てを行っている。

(1) 子育てに関する情報提供や支援の充実

現状と課題

子育てに関する情報を得られず、子育て支援策の利用ができていない方については、子育てコンシェルジュ^{*}が家庭訪問等の際に育児相談を受けたり、子育て支援策の紹介やサポートをしています。また、子育て総合案内サイト「かけっこ」を開設するなど、誰もが容易に情報が得られるよう、子育てに関する情報提供に努めました。

また、会員同士が一時的・短期的に育児の相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・センター事業では、依頼件数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれています。現段階では依頼会員のニーズに応えられていますが、今後、さらに会員を増やすために周知の工夫が課題です。

【統計資料】

・ファミリー・サポート・センター事業（P94参照）

施策の方向

子育て中の保護者やその家族が、子どもや子育てに関する情報を必要に応じて得られるよう、子育てガイドブックや子育て総合案内サイト「かけっこ」の内容の充実に努めていきます。

子育てコンシェルジュ事業は、1歳児訪問の対象を第2子以降にも拡大し実施してきました。今後もニーズに対応するため、子育て家庭への支援を継続するとともに、健康医療課や家庭児童相談室、地域子育て支援センター、児童館等の関係機関と連携を図りながら育児不安の解消や家庭での子育て力の向上につなげていきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業では、広く市民からの要望に応えられるよう、広報等による周知を行い、子育ての協力を得られない方をサポートする事業の充実を図ります。

主要事業

事業	内容	担当課
利用者支援事業（母子保健型） （子育て世代包括支援センター） ⇒（P76参照） 【再掲】P23参照	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行うため、母子手帳交付時に把握した支援の必要な妊婦の支援プラン作成及び支援の提供をする。身近で利用しやすいふくしあ*を会場に、毎月1回子育て相談を開催し、支援プランに基づいた相談を行う。	健康医療課
利用者支援事業（基本型） （子育てコンシェルジュ事業） ⇒（P76参照） 【再掲】P25参照	子育てコンシェルジュ*による家庭訪問、電話等による相談、転入者訪問による子育て支援サービスの情報提供などを行う。	こども政策課
子育て協働モデル事業	多様な団体がそれぞれの知識や能力を生かした先駆的な子育て支援事業を支援し、「子育ては地域全体で取り組む重要な役割」という意識を市全体に広げる。	こども政策課
子育て総合案内サイト 「かけっこ」	市内で行われる子育てに関係するイベントや健診・予防接種、子育てアドバイスなどの情報発信を行う。	こども政策課
赤ちゃんの駅貸し出し事業	市内で子育てイベントを開催する団体へ「赤ちゃんの駅」を無料で貸し出し、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境の整備を図り、地域全体で子育てにやさしい環境づくりを推進する。	こども政策課
しずおか子育て優待カード事業	静岡県と協働で18歳未満の子どもを持つ保護者や妊娠中の方に対して子育て優待カードを配付し、協賛店舗で様々な特典やサービスを提供する。	こども政策課
ファミリー・サポート・センター事業 ⇒（P73参照）	育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と育児の援助をする方（提供会員）が会員となり、会員同士が一時的・短期的な育児の相互援助活動を行う。	こども希望課
託児サポーター派遣事業	家庭教育学級の学習会や各種講座・イベントなど、様々な事業に簡易託児所を設け、育児中の保護者の社会参加を促進し、学習の機会を提供する。	こども希望課

（注）網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(2) 親子のふれあいの場の充実

現状と課題

親子でつどい、遊びを通して交流を深める場、また、子育ての悩み等、気軽に相談できる場として、児童館・児童交流館や子育て支援センター、つどいの広場が16施設あります。季節の行事や育児相談、子育てサークルの育成等、それぞれの場所でメニューを工夫しています。しかし、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化への対応が課題となっています。

【統計資料】

- ・地域子育て支援拠点等（P94参照）

施策の方向

地域の特色を生かした親子のふれあいの場が充実するよう、子育て支援連絡会※を活用した情報共有、イベントの情報発信等の連携を図ります。

家庭における子育てを支援するため、今後も親子のふれあいの場の充実を図ります。

主要事業

事業	内容	担当課
子育て支援センター・つどいの広場事業 (地域子育て支援拠点事業) ⇒ (P75参照)	子育て親子の交流の場、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育てに関連する情報の提供、子育て支援に関する講習会などを行う。	こども政策課
児童館・児童交流館事業	児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする。また、子育てサロン※・サークルとの情報交換会を開催するなど連携を図る。	こども政策課

(注) 網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(3) 家庭教育の充実

現状と課題

家族形態の変化や価値観の変化、地域とのつながりの希薄化により、家庭の教育力や子育て力の低下が懸念されています。愛着関係が薄い親子の増加や、子どもの成長過程における子どもとの関わり方がわからない親が増えてきていることから、子育ての不安や悩みを相談できる相談機会の充実、親同士の交流の促進、家庭の大切な役割である生活習慣や子どもへの関わり方等を学べる機会の充実が必要です。

そこで、新たな事業として桜美林大学山口教授と協働でスキんシップの研究を行い、掛川流子育て応援事業「スキんシップのすゝめ」の普及・啓発を実施しました。また、親子の絆づくり事業（ベビープログラム）を開催し、初めて子育てをする母親が赤ちゃんとの関わり方を学びながら親同士の繋がりを深めるきっかけづくりを支援したほか、かけがわお茶の間宣言の普及や家庭教育学級の開設、家庭教育支援員・子育てサポーターの派遣など、家庭における親子の関わりや親同士の情報交換、相談できる環境づくりに努めました。

施策の方向

保護者やその家族が、子育ての基本を学ぶ機会を損なうことなく、多くの人が学べるよう環境づくりに努めます。

愛着形成では、「掛川流スキんシップのすゝめ」スキんシップ遊び48選リーフレットの活用や、三世同居の推進など、子どもへの愛着をはぐくむ取組を進めます。

家庭教育の大切さを伝えていくため、小中学校の新1年生にかけがわお茶の間宣言クリアファイルの贈呈、心がほっこりお茶の間トークメッセージの募集を引き続き行います。

また、保護者向けの家庭教育支援を継続実施するとともに、掛川市社会教育委員会からの答申を受け、小中学校の保護者への支援を強化するため、家庭教育支援員の活動を拡充し、相談サロンの実施、小中学校との連携等を図ります。さらに、子育てサポーター派遣事業と家庭教育支援員派遣事業を一元化し、家庭教育に携わる人材の活躍の場を広げるとともに、幼児から中学生までを通じた家庭教育支援体制の充実を図ります。

主要事業

事業	内容	担当課
ゆったり子育て三世代同居応援事業	離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世代の家族が、新たに同居するための住宅の新築、増改築等に要する費用の一部を助成し、子どもを安心して生み育てられる三世代家族の形成を促進する。	こども政策課
親子の絆づくり事業 (ベビープログラム)	初めて子育てをする母親が子育てに必要な知識や方法を学んだり、グループで話し合いながら母親同士のつながりを深めたり、子育てしてゆくことを学ぶ機会を提供する。	こども政策課
掛川流子育て応援事業 (スキンシップのすゝめ)	愛着形成には、発達段階において、両親や子育てに係る周囲の人たちの身体接触が大きく影響しているため、適切なスキンシップの普及啓発をする。	こども希望課
かけがわお茶の間宣言推進事業	お茶の間宣言カレンダー、クリアファイルを配布するなど、家族団らんが生まれるお茶の間の大切さを啓発する。	教育政策課
家庭教育学級開催事業	幼稚園・幼保園等に通う子どもの保護者が子どもに関して学べる学級を各園に開設し、学習会を通じて親同士が気軽に話し合うなど、情報交換や相談できる環境づくりを図る。	社会教育課
子育てサポーター派遣事業	家庭教育学級等に派遣し、親の悩みを聞いたり身近な立場から助言等を行う。	社会教育課
P T A活動支援事業	人間性豊かで健全な園児・児童・生徒の育成を図るための各種研修会及び相互間の交流を兼ねた情報交換会等の活動を支援する。	社会教育課
家庭教育支援員派遣事業	市内小中学校の学級懇談会等に派遣し、親同士の交流促進や親学講座の開催、家庭教育の相談への対応など家庭教育を支援する。	社会教育課
親子図書の推進	おはなし会や絵本紹介等を行い、親子図書の推進につなげる。	図書館
こんにちはえほん、こんにちはえほんフォロー事業 (ブックスタート)	6か月児相談、2歳2か月児健診時に、保護者に絵本・よみきかせの大切さを伝える。おすすめ本リストと絵本を1冊プレゼントし、子どもが絵本を楽しむきっかけとする。	図書館

基本施策5 配慮を必要とする子どもや家庭の支援

障がいや貧困など、配慮を必要とする子どもの家庭には、精神的支援や経済的支援を手厚くし、安心して生活が営めるようにしなければなりません。

すべての子どもが次世代を担う人材として大切に育てられるよう、各家庭の状況に応じた適切な支援を行うことが必要です。

目指す姿

各家庭の状況に応じた適切な支援が行われており、安心して生活ができている。

(1) 障がいを持つ子どもや家庭の支援

現状と課題

配慮を必要とする子どもや家庭への支援では、最も利用の多い放課後等デイサービス事業について、サービス提供事業所の増加等により受け皿が拡充し、利用が飛躍的に伸びました。一方、未就学児を対象としたサービスについて、定員の問題やサービス利用時間の問題等でニーズに応えきれていない面があり検討が必要です。

また、特別支援学校等連絡会議において、それぞれの機関が保有する情報を共有し、適切な支援につなげていますが、卒業後の連携については、さらなる連携強化が必要です。

配慮が必要な子どもや家庭への支援メニューはたくさんあるため、周知されていない制度がないよう、色々な手段での周知が必要です。

施策の方向

配慮を必要とする子どもや家庭の早期発見と早期対応など、支援を要する子が安心して教育・保育を受けられる環境の整備に努めるとともに、制度が十分に周知されるよう、周知方法を工夫していきます。

支援を必要とする子どもと、その家庭に対する支援については、関係機関と連携し、引き続き適切なサービス提供に努めます。そのため、自立支援協議会等を通じて適切なニーズの把握に努め、令和2年度に策定する第2期東遠地域広域障害児福祉計画（令和3年度～5年度）に適切に反映させていきます。また、現在、東遠地区発達支援システム推進委員会において、こども発達センターめばえ等への毎日通園・親子通園の拡充、幼児教育・保育施設におけるインクルーシブ教育・保育の推進を重点課題とした検討を進めており、ハード・ソフト両面における支援を充実させていきます。

特別支援学校卒業後の連携については、さらなる連携強化に努めます。

主要事業

事業	内容	担当課
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	福祉課
放課後等デイサービス事業	学校通学中の支援を必要とする子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。	福祉課
保育所等訪問支援事業	保育所等を訪問し、支援の必要な子どもや支援者に対して、集団生活に適応するための専門的な支援やその他必要な支援を行う。	福祉課
居宅介護（ヘルパー派遣事業）	居宅において入浴や排泄、食事等の介助、生活に関する相談など、生活全般にわたる支援を行う。	福祉課
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいを持つ子どもに対し、外出時における移動中の支援を総合的に行う。	福祉課
短期入所（ショートステイ事業）	介助を行う保護者等の病気や都合により、一時的に在宅での介助が困難になった場合に、入所施設において、短期間、入浴や排泄、食事等の支援を行う。	福祉課
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具や自立生活支援用具等の購入費用の一部を助成する。	福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある子どもに対し、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動、社会参加を目的とする外出支援を行う。	福祉課
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいを持つ子ども（居宅介護等、他のサービスを利用しての入浴ができない子ども）に対し、利用者宅での訪問入浴サービスを行う。	福祉課
補装具給付事業	補装具（身体機能を補完、又は代替し、長期間にわたり利用可能な物。車椅子や義肢、装具など）購入費用の一部を助成する。	福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	軽度・中等度難聴児のうち、身体障害者手帳の交付対象とならない子どもに対し、補聴器購入費の一部を助成する。	福祉課
重度障がい児医療費助成事業	1 医療機関につき500円を控除した金額（薬局代については自己負担分の全額。対象は保険適用分のみ。）について、医療費の助成を行う。	福祉課

(2) 発達の気になる子どもや家庭の支援

現状と課題

核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育ての孤立感や不安、悩みを持つ親が増えていきます。

家庭児童相談室においては、経済問題、養育環境等、児童を取り巻く環境福祉に関する相談内容が多くなってきています。相談件数も年々増加しており、今後ますます関係機関との連携・情報共有が必要になってきます。また、複雑化した相談内容に対応できるよう、人員確保や支援者の質の向上が必要です。

平成30年度からは、掛川市発達相談支援センター「のびる〜む」、交流スペース「のびっこ」の運営も開始しました。乳幼児期や小中学生の子どもをもつ家族からの相談も多く、関係各課、関係機関との連携体制の強化が課題です。また、講座やイベント等の継続開催により、発達障がい、発達特性への理解や啓発について、今後さらに推進していく必要があります。

いずれの事業も相談件数が増加しており、今後ますます関係機関との連携・情報共有が必要になってきます。また、複雑化した相談内容に対応できるよう、ケース会議の開催や人員確保、支援の質の向上が必要です。

【統計資料】

- ・家庭児童相談の状況（P95参照）

施策の方向

地域における子育て相談の機会や親子の交流の場を通じて、支援体制の充実を図るほか、地域の子育て支援事業を活用して、子育てについて親同士で対話する機会や、育児不安について子育て経験者と一緒に考える機会を設け、育児負担の軽減を図っていきます。

子どもを取り巻く関係各課、関係機関との連携・情報共有を密にし、多種多様な相談をタイムリーに対応していきます。また、専門職の配置検討や児童福祉に関する専門的知識を習得する等、職員の資質向上に努めます。

子育て家庭への支援を継続し、関係機関と連携を図りながら育児不安の解消や家庭での子育て力の向上につなげていきます。

「のびる〜む」では、発達の不安を抱える子どもから大人まで幅広い年齢の相談に対応し、ふくしあ^{*}機能を活かして、関係機関や地域につながるよう支援します。また、交流スペース「のびっこ」の継続により、親子が気軽に集える場や交流の機会を提供します。「のびる〜む」や「のびっこ」の実績をもとに、運営基盤のさらなる構築を図っていきます。

養育支援事業で訪問が必要な世帯には適切に訪問ができているため、今後も現在の体制を維持していきます。引き続き関係機関との密な連携を図るとともに、対応する職員の資質向上に努めます。

主要事業

事業	内容	担当課
養育支援事業 ⇒ (P78参照)	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・栄養士等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行い、その家庭の子育て支援を行う。	健康医療課
おやこ教室「たけのこ教室」 【再掲】P25参照	乳幼児健診・相談等において経過観察の必要なケース及びその保護者に対して、継続的に集団及び個別指導を行う。	健康医療課
児童発達相談員派遣事業	発達に遅れのある子どもの自宅等に児童発達相談員が訪問し指導するとともに、保護者に対して指導・助言及び相談受付、情報提供を行う。	福祉課
発達相談支援センター 「のびる〜む」運営事業	発達に不安を抱える市民の相談を受けとめ、早期に必要な関係機関と連携し支援を行う。また、地域の人材を活用し発達の違いや遅れに悩みを持つ親子が安心して過ごせる、交流スペース「のびっこ」を運営する。	地域包括ケア 推進課
ことばの教室	言葉の発達に遅れのある幼児とその保護者に、ことばの教室へ通級してもらい、指導訓練を実施する。	こども希望課
家庭児童相談室	家庭における児童の健全育成、児童教育の適正化をめざし、家庭児童相談員による相談指導(来室・電話)及び訪問等を行う。	こども希望課

(注) 網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(3) 児童虐待防止対策の推進

現状と課題

虐待児童相談は、年々増加傾向にあります。

要保護児童^{*}の早期発見及び適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会代表者会議を年2回、実務者会議を月1回開催し、支援内容の協議や情報共有を図っています。また、家庭児童相談室では、貧困、虐待、ネグレクト^{*}等、様々な問題を抱える家庭について、必要に応じて家庭訪問、ケース会議等を行い、個々の支援について、関係機関との情報共有、支援の役割分担を行っています。

経済的な問題、養育環境、子どもの発達等、問題が多様化、複雑化しており、ますます関係機関との連携が必要になってきます。また、きめ細やかな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った人員配置、体制づくりの検討が必要です。

【統計資料】

- ・家庭児童相談の状況 (P95参照)
- ・新規虐待通報の件数 (P95参照)

施策の方向

相談体制を整え、関係機関との連携による個々の支援に努めていきます。今後は、連携体制のあり方について現状の検証を行い、子ども家庭総合支援拠点^{*}についても検討していきます。

また、家庭訪問等の対応時に保護者との信頼関係を築き、対応することで、子育て世帯の育児不安の解消や子育て力の向上につなげていきます。

主要事業

事業	内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童 [*] の早期発見及び適切な保護を図るために必要な情報の交換、支援内容の協議、児童虐待防止や要保護児童 [*] に関する意識啓発及び広報等を行う。	こども希望課
家庭児童相談室 【再掲】P47参照	家庭における児童の健全育成、児童教育の適正化をめざし、家庭児童相談員による相談指導(来室・電話)及び訪問等を行う。	こども希望課
子育て短期支援事業 ⇒ (P74参照)	保護者が疾病やその他の理由により、児童を養育することが困難となった場合において、当該児童を児童養護施設等において一時的に養育または保護等を行う。	こども希望課

(注) 網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(4) 子育て家庭に対する経済的支援

現状と課題

ひとり親家庭や、養育に支援が必要な家庭等、特に配慮が必要な家庭について、適切な支援が必要です。

子ども医療費助成事業では、対象年齢を18歳の年度末まで拡大し、未就学児の自己負担を無償にするなど、子育て世帯の経済的負担の軽減を行い、児童が適切な治療を受けられる環境を整備しました。

ひとり親家庭は、経済的負担が大きいため、安定した生活環境のなかで子育てができるよう、経済的支援、自立に向けた支援を実施していますが、ひとり親家庭子育てサポート事業の利用者が少ないため、制度の周知が必要です。

就学援助制度については、新入学学用品費の入学前支給の制度周知に努めており、全児童生徒に申請書を配布していることで、支援の必要な人が制度を利用しやすくしています。また、対象となる世帯がわかりやすいように、制度案内通知には認定目安の金額と源泉徴収票のモデルを記載しました。

【統計資料】

- ・各種手当（P95参照）

施策の方向

子育て世帯の保護者の経済的負担が軽減されるよう、制度の周知を行い、経済的な不安を感じることなく、安心して子育てできる環境を整備します。

特に、ひとり親家庭の増加に伴い、経済面の支援を必要とする家庭の増加が考えられることから、国や県の制度に基づき、支援の拡充などを検討していきます。

子どもの貧困については、子どもの未来応援コーディネーター*を配置し、関係機関との連携を図りながら早期発見、適切な対応に努めて、安定した生活環境のなかで子育てができるよう、家庭の状況に合わせて支援を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら、給付事業だけでなく、就労の支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立を目指します。また、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づき平成30年3月に策定した掛川市子どもの貧困対策計画を推進していきます。

子ども医療費助成事業では、経済的支援と併せて、かかりつけ医のもち方や、正しい医療機関の利用等、保護者への周知、意識啓発を行います。

主要事業

事業	内容	担当課
重度心身障害児扶養手当給付事業	心身に重度の障がいを持つ20歳未満の子どもを養育している父母、又は養育者に手当を支給する。	福祉課
特別児童扶養手当給付事業	障がいを持つ20歳未満の子どもを監護している父母、又は養育者に手当を支給する。	福祉課
障害児福祉手当給付事業	重度の障がいにより日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の子ども本人に対して手当を支給する。	福祉課
心身障害者扶養共済事業	心身障がいを持つ子どもの保護者が加入者となり、掛金を積み立て、保護者が死亡し、又は重度障がい者となった時に、年金を支給する。	福祉課
児童手当	中学校修了までの子どもを養育する保護者に手当を支給する。	こども希望課
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭等の児童を養育するための手当を支給する。	こども希望課
母子家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭などの母、または父及びその方が扶養している20歳に達する日の前日までの間にある子どもが病院などで受診した場合に、保険診療分の自己負担額を助成する。	こども希望課
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、高等技能訓練促進費を支給する。	こども希望課
遺児等の手当	両親もしくは片親が死亡又は障がいの状態となった場合等に、児童が中学校を修了するまで、その養育者に手当を支給する。	こども希望課
ひとり親家庭子育てサポート事業	ひとり親家庭に対して、延長保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業のサービス利用料の一部を助成する。	こども希望課
子どもの未来応援事業 (こどもの貧困対策)	掛川市子どもの貧困対策計画を基に、計画に掲げている事業(個別施策)を整備・充実するとともに、必要な事業を検討する。コーディネーターを設置し、関係各課や地域と協働して対策に取り組む。	こども希望課
子ども医療費助成事業	0歳～高校生相当年齢(18歳年度末)を対象に、医療費を助成する。	こども希望課
幼児教育・保育の無償化に伴う保育料等助成事業 【再掲】P30参照	保育料無償化に伴い、自己負担が発生する家庭に対し、保育料等の一部について助成を行う。	こども希望課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	新制度未移行の幼稚園を利用する低所得者世帯等の負担軽減のため、副食費を助成する。	こども希望課
要保護児童・生徒就学支援事業	経済的な理由により就学困難な児童について、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学学用品費等、必要な援助を行う。	学校教育課

基本施策6 地域全体で子育てを支える環境づくり

次世代を担う人材を育成するためには、地域における一人ひとりが、子どもの成長と子育て支援に関する関心と理解を深め、子どもと子育て家庭を協働により、地域ぐるみで見守り、支える取組が必要です。

目指す姿

子育ては地域全体で取り組む重要な役割という意識が市全体に広がっており、多くの主体が積極的に子育てを支援している。

(1) 地域が主体となった子育て支援の充実

現状と課題

現在、掛川市では、協働のまちづくりを進めるため、地域主体による地区まちづくり協議会が31地区で活動しています。地区の課題をそこで暮らす住民が自ら発見し、地域が主体的に考え、協働で解決をしていく活動が行われています。

子育て支援の分野でも、地区福祉協議会が運営する子育てサロン^{*}や、地域や父母会が運営する放課後児童クラブなど、地域が主体となった子育て事業が実施されていますが、地区のなかでそれぞれ個別に組織されている状況です。それらを活発な活動につなげるよう必要な講座の開催や、地区のニーズに合った情報提供が必要です。

子育て協働モデル事業では、多様な団体がそれぞれの知識や能力を生かした先駆的な子育て支援事業を支援し、「子育ては地域全体で取り組む重要な役割」という意識を市全体に広げるため、地域が主体となる地縁的団体分野を創設し、地域が主体となった子育て支援の充実を図りました。

地域から子育て支援の充実が図られ、市内全域に浸透させていく必要があります。

施策の方向

地区まちづくり協議会や市民活動団体等の主体的な活動を行政が支援し、市民一人ひとりがまちづくりの担い手となる「協働型社会」を実現することで、地域ぐるみで持続的に子どもの健やかな成長を支える体制の構築を目指します。

主要事業

事業	内容	担当課
子育て支援センター・つどいの 広場事業 (地域子育て支援拠点事業) ⇒ (P75参照) 【再掲】 P41参照	子育て親子の交流の場、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育てに関連する情報の提供、子育て支援に関する講習会などを行う。	こども政策課
子育て協働モデル事業 【再掲】 P40参照	多様な団体がそれぞれの知識や能力を生かした先駆的な子育て支援事業を支援し、「子育ては地域全体で取り組む重要な役割」という意識を市全体に広げる。	こども政策課
子育て総合案内サイト「かけっこ」 (イベントカレンダー)	申請に基づき子育て支援団体を登録し、各団体が実施する子育てイベントの活動を支援する。	こども政策課
赤ちゃんの駅貸し出し事業 【再掲】 P40参照	市内で子育てイベントを開催する団体へ「赤ちゃんの駅」を無料で貸し出し、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境の整備を図り、地域全体で子育てにやさしい環境づくりを推進する。	こども政策課
しずおか子育て優待カード事業 【再掲】 P40参照	静岡県と協働で18歳未満の子どもを持つ保護者や妊娠中の方に対して子育て優待カードを配付し、協賛店舗で様々な特典やサービスを提供する。	こども政策課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) ⇒ (P66参照) 【再掲】 P38参照	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後、専用施設や学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや家庭的な雰囲気をもった生活の場を与え、児童の健全育成を図る。	教育政策課
青少年健全育成活動推進事業 【再掲】 P37参照	地域の青少年声掛け運動や街頭キャンペーン、全市一斉青少年育成環境美化活動の実施など、地域ぐるみでの青少年の健全育成活動を推進する。	社会教育課

(注) 網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(2) 子育てと仕事の両立環境の取組の促進

現状と課題

家庭・地域・企業など社会全体で、適切なワーク・ライフ・バランスの実現を目指していますが、働きやすい環境づくりと働き方の見直しなど雇用環境は整備途上です。市では、子育てと仕事の両立環境整備事業と子育てに優しい事業所認定制度を創設し、子育てと仕事の両立環境の整備に取り組んでいます。今後は、事業所毎の実情にあった実効性のある支援方法や制度の周知、啓発方法の検討が必要です。

ニーズ調査でも、育児休業を取得しなかった理由として「職場に育児休業の制度がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、短時間勤務制度を利用しなかった理由に「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」といった回答が見られ、子育てと仕事の両立環境の確立が求められています。

施策の方向

企業・事業所の子育てと仕事が両立しやすい職場づくりの推進や「子育てに優しい事業所」の認定制度の普及を図るとともに、企業・事業所と協働し、セミナーの開催や企業の子育て意識の向上、育児休業の取得促進など、子育てと仕事の両立環境の確立に取り組んでいきます。

また、企業主導型保育事業※を支援し、適切なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

主要事業

事業	内容	担当課
子育てに優しい事業所づくり事業	子育てと仕事の両立環境整備に積極的に取り組む事業所を「子育てに優しい事業所」として認定し、その取り組みを他の企業へ紹介することにより、実践企業を増やしていく。	こども政策課
子育てと仕事の両立環境整備事業	市内事業所へ社会保険労務士を派遣し、制度の周知・啓発と助言を行い、企業・事業所の子育てと仕事が両立しやすい職場づくりを推進し、実践企業を増やしていく。	こども政策課

(3) 地域ぐるみで取り組む教育の推進

現状と課題

中学校区学園化は、「中学校区の保育園、幼稚園、幼保園、認定こども園、小学校、中学校の連携を確かなものとし、ともに子どもの教育にあたる」、「地域の教育力を園・学校に取り込む」という2つの目的を持っています。

まず、保幼小中の連携については、各学園において地域の特性を活かした取組を行っております。そのうち、小中一貫教育の研究を指定した原野谷学園・城東学園の2学園において、小中一貫教育のカリキュラム研究を進め、令和元年11月に3か年の研究成果の発表を行いました。

次に、地域の教育力を園・学校に取り込むことについては、子ども育成支援協議会を中心に、幅広い層の地域住民、団体等が参画し、学校と連携しながら、登下校の見守りや花壇整備、放課後における学習支援、自然体験活動等、子どもたちの成長を支える活動を行っています。しかし、地域コーディネーターの人材確保や後継者育成等が課題となっています。

施策の方向

平成25年度から中学校区学園化を展開しており、地域にも徐々に周知され、学校との連携体制も整ってきました。今後は、さらに市や学校のホームページ、園・学校だより等により情報発信に努めるなど、学園化の意義や効果を知ってもらうための普及活動を行っていきます。

また、園・学校と地域との連携の核となる地域コーディネーターへの研修を実施し、コーディネーターの人材育成と学園間の情報共有を図ることにより、市内全域における園・学校と地域との協働活動の活性化を図ります。

さらに、研究指定した2学園における、3か年にわたる研究成果を参考に、各学園の特色を生かした小中一貫教育のカリキュラムづくりを進め、全学園での小中一貫教育の推進を図ります。

主要事業

事業	内容	担当課
中学校区学園化構想推進事業	地域連携による園・学校を支援する活動を推進するため、「子ども育成支援協議会」を中心に、地域の子どもたちを健やかにはぐくむための活動などを通じて、地域に根ざした教育活動を行う。	教育政策課
放課後子ども教室 ⇒ (P68参照) 【再掲】 P38参照	小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等、子どもたちに多様な活動の場を提供する。	教育政策課

(注) 網掛けは、量の見込みと確保方策の対象事業を示しています。

(4) 安全・安心対策の推進

現状と課題

掛川市内の刑法犯認知件数は、ピーク時の平成15年の1,929件と比較して、4分の1以下となっています。しかし、全国の犯罪情勢をみると、子どもたちが巻き込まれる凶悪な事件が発生しています。

事件は多様化しており、自主防犯活動団体や青色パトロールカーの増加と強化による、よりきめの細かい見守り活動と防災メールマガジン^{*}を使った情報の提供と共有化を図る必要があります。

中学生までの子どもが人身交通事故に遭う事例も市内で毎年70件以上発生しており、家庭・地域・関係機関が協力して、安全で安心な子育て環境づくりを進める必要があります。

また、近年、全国的に地震、台風、集中豪雨等による甚大な被害が発生しており、地域主体による防災対策の推進や、地域防災の担い手の確保が求められています。

施策の方向

登下校防犯プランを踏まえ、防犯リーダー育成及び自主防犯活動団体などへの支援や地域の防犯研修会を通じて地域防犯力の向上を図り、犯罪を未然に防ぐ取組を強化します。子どもたちを事件・事故から守るため、現在の取組の拡充を関係機関と協議していきます。また、街頭防犯カメラの設置補助についても、引き続き検討を行います。

交通弱者である子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の実施、交通安全施設の整備、地域における交通安全活動の取組の支援により、交通事故の根絶を図ります。

また、子どもを災害から守るため、地域が一体となった防災対策を推進するとともに、防災訓練や防災講座を通じた防災教育など、地域防災の担い手としての人材育成に努めます。

主要事業

事業	内容	担当課
防犯意識高揚・団体支援事業	自主防犯活動団体の育成などの支援を行うと共に、防犯関係機関と協力してパトロール等の防犯啓発活動を行う。	危機管理課
交通安全教育事業	学校や地域の各種団体を対象に、交通安全教育や啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図る。また、通学路の危険か所や交通事故現場の診断等を実施し、交通安全対策を実施する。	危機管理課
交通安全運動推進事業	新入学児、春、夏、秋、年末の交通安全運動期間を重点的に警察、地域、学校など関係諸団体と連携し、街頭キャンペーン、通学路街頭指導、巡回広報などの啓発活動を実施する。	危機管理課
自主防災会支援事業	地域の防災リーダーの育成や防災訓練の実施、防災研修、防災出前講座を開催する。	危機管理課

第5章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保方策とは

子ども・子育て支援事業計画では、

- (1) 一定の区域（教育・保育提供区域）ごとに、
- (2) 教育・保育（①～④）及び地域子ども・子育て支援事業（⑤～⑰）について「量の見込み」（どのくらいの需要があるか）を設定し、
- (3) それに対応する「確保方策」（いつ・どのくらい供給するか）を定めることとされています。

【教育・保育】

- ① 1号認定（3～5歳児）
- ② 2号認定（3～5歳児）
- ③ 3号認定（0歳児）
- ④ 3号認定（1・2歳児）

【地域子ども・子育て支援事業】

- ⑤ 放課後児童健全育成事業
- ⑥ 放課後子ども教室
- ⑦ 時間外保育事業
- ⑧ 一時預かり事業（幼稚園型）
- ⑨ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）
- ⑩ 病児・病後児保育事業
- ⑪ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑫ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ⑬ 地域子育て支援拠点事業
- ⑭ 利用者支援事業
- ⑮ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑯ 養育支援事業
- ⑰ 妊婦健康診査事業

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）ごとに、教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期を定めることとされています（法第61条第2項第1号）。

(2) 本市における教育・保育提供区域

第2期計画では、教育・保育提供区域を「掛川区域」と「大東大須賀区域」の2つに区分し、それぞれの区域ごとに確保方策を検討していきます。ただし、掛川市全域を対象とした確保方策の検討が必要な事業については、市の全域を1つの教育・保育提供区域とします。

(注) 第1期計画では、掛川、大東及び大須賀の3区域を教育・保育提供区域としていましたが、すでに幼保再編事業が完了している掛川区域に対し、大東及び大須賀の両区域では、現在、認定こども園化を進めており、施設の整備状況や社会的条件に違いが見られることから、第2期計画では、大東区域と大須賀区域を1つにまとめ、「掛川区域」と「大東大須賀区域」の2つの区域に区分することにしました。

(3) 教育・保育提供区域を用いる項目

以下の項目については、市内全域、掛川区域、大東大須賀区域に分け、それぞれについて量の見込みを掲載検討しました。

- ① 1号認定（3～5歳児）
- ② 2号認定（3～5歳児）
- ③ 3号認定（0歳児）
- ④ 3号認定（1・2歳児）
- ⑤ 放課後児童健全育成事業

子ども・子育て支援新制度における3つの認定区分

1号認定（教育標準時間認定）

子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合に取得する認定区分

2号認定（3～5歳児・保育認定）

子どもが3歳以上で、保護者の就労、疾病などで「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合に取得する認定区分

3号認定（0～2歳児・保育認定）

子どもが3歳未満で、保護者の就労、疾病などで「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合に取得する認定区分

3 量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（3～5歳児）

【こども政策課・こども希望課】

満3歳以上の就学前の子どもで教育施設（幼稚園、幼保園及び認定こども園）を希望する世帯。

現状と課題

令和元年度（2019年度）における教育施設は、掛川区域に幼稚園3園、幼保園2園、認定こども園7園の計12施設があり、大東大須賀区域に幼稚園6園、認定こども園1園の計7施設があります。

教育施設を希望する世帯は、掛川区域、大東大須賀区域ともに年々減少しており、令和元年度には、市内全域で1,793人となっています。

令和元年度における区域別の園児数は、掛川区域が1,428人、大東大須賀区域が365人となっています。

ニーズ調査の結果では、幼稚園の利用希望は41.4%で、5年前から20.9p減少しています。。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績に基づき、年度ごとに歳児別の幼稚園在園児の割合を算出し、推計人口に乗じて算出しました。その結果、保育施設のニーズ増加に伴い、教育施設のニーズは減少すると見込みました。

ニーズ調査の結果では、認定こども園の希望が高まっていることから、大東大須賀区域においては、引き続き認定こども園化を推進するとともに、掛川区域においては、今後、公立幼稚園のあり方について検討を進めていきます。

■市内全域

(単位：人)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,793	1,640	1,523	1,367	1,277	1,256
②確保方策 (特定教育・保育施設)	2,348	2,233	2,073	2,043	1,923	1,896
差(②-①)	555	593	550	676	646	640

※ 令和元年度の確保方策の実績人数には、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が含まれています。

■掛川区域

(単位：人)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,428	1,332	1,253	1,134	1,059	1,033
②確保方策 (特定教育・保育施設)	1,548	1,548	1,473	1,473	1,473	1,446
差(②-①)	120	216	220	339	414	413

※ 令和元年度の確保方策の実績人数には、特定教育・保育施設に該当しない幼稚園が含まれています。

■大東大須賀区域

(単位：人)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	365	308	270	233	218	223
②確保方策 (特定教育・保育施設)	800	685	600	570	450	450
差(②-①)	435	377	330	337	232	227

満3歳以上の就学前の子どもで保育の必要性があり、保育施設を希望する世帯。

現状と課題

令和元年度(2019年度)における認可保育施設は、掛川区域に保育園6園、幼保園2園、認定こども園7園の計15施設があり、大東大須賀区域に保育園4園、認定こども園1園の計5施設があります。

保育施設を希望する世帯は、掛川区域、大東大須賀区域ともに年々増加しており、令和元年度には、市内全域で1,407人となっています。

令和元年度における区域別の申込者数は、掛川区域が1,060人、大東大須賀区域が347人で、ともに過去5年間で最も多くなっています。

ニーズ調査の結果では、働いている母親が65.3%で、5年前から8.7p増加しています。また、働きたい母親も増加していることから、保育ニーズの増加が見込まれます。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績に基づき、年度ごとに歳児別の保育ニーズの割合を算出し、推計人口に乗じて算出しました。その結果、掛川区域は、ニーズの増加に伴い量も増加すると見込みました。一方、大東大須賀区域では、ニーズは増加していますが、人口減少により量は増加しないと見込みました。

掛川区域においては、特定教育・保育施設の整備や企業主導型保育事業^{*}の支援等により、保育必要量の確保を行い、保育ニーズに応じていきます。

また、ニーズ調査の結果では、認定こども園の希望が高まっていることから、大東大須賀区域においては、引き続き認定こども園化を推進するとともに、掛川区域においては、今後、公立幼稚園のあり方について検討を進めていきます。

■市内全域

(単位：人)		令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		1,407	1,486	1,601	1,700	1,763	1,790
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	1,441	1,583	1,644	1,720	1,750	1,777
	協働保育園	31	31	31	31	31	31
	企業主導型保育事業	31	37	37	37	37	37
	計	1,503	1,651	1,712	1,788	1,818	1,845
差 (②-①)		96	165	111	88	55	55

■掛川区域

(単位：人)		令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		1,060	1,149	1,254	1,385	1,429	1,458
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	1,094	1,238	1,283	1,370	1,370	1,397
	協働保育園	25	25	25	25	25	25
	企業主導型保育事業	30	36	36	36	36	36
	計	1,149	1,299	1,344	1,431	1,431	1,458
差 (②-①)		89	150	90	46	2	0

■大東大須賀区域

(単位：人)		令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		347	337	347	315	334	332
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	347	345	361	350	380	380
	協働保育園	6	6	6	6	6	6
	企業主導型保育事業	1	1	1	1	1	1
	計	354	352	368	357	387	387
差 (②-①)		7	15	21	42	53	55

子どもが0歳児で、保育の必要性があり、保育施設を希望する世帯。

現状と課題

令和元年度（2019年度）における認可保育施設は、掛川区域に保育園6園、幼保園2園、認定こども園6園、小規模保育事業※8園の計22施設があり、大東大須賀区域に保育園4園、認定こども園1園、小規模保育事業※1園の計6施設があります。

保育を希望する世帯は、区域により違いはありますが、市内全域で増加傾向にあります。

ニーズ調査の結果では、働いている母親が65.3%で5年前から8.7p増加しています。働きたい母親も増加していることから、さらに保育ニーズの増加が見込まれます。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績に基づき、年度ごとに保育ニーズの割合を算出し、推計人口に乗じて算出しました。その結果、現在の高いニーズが継続すると見込みました。

掛川区域は、認可保育施設の整備や企業主導型保育事業※の支援により、保育必要量の確保を行い保育ニーズに応じていきます。

また、ニーズ調査の結果では、認定こども園の希望が高まっていることから、大東大須賀区域では、引き続き認定こども園化を推進するとともに、掛川区域においては、今後、公立幼稚園のあり方について検討を進めていきます。

（参考）保育利用率

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
48.7%	51.3%	51.3%	52.9%	52.9%

（注）保育利用率＝3歳未満（3号認定）の利用定員（確保方策の合計）÷3歳未満の人口

■市内全域

(単位：人)		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		283	313	313	313	313	313
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	200	222	243	244	258	258
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	22	48	48	48	48	48
	協働保育園	8	8	8	8	8	8
	企業主導型保育事業	15	37	37	37	37	37
	計	245	315	336	337	351	351
差 (②-①)		△38	2	23	24	38	38

■掛川区域

(単位：人)		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		220	254	254	254	254	254
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	168	174	180	183	183	183
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	20	46	46	46	46	46
	協働保育園	5	5	5	5	5	5
	企業主導型保育事業	9	31	31	31	31	31
	計	202	256	262	265	265	265
差 (②-①)		△18	2	8	11	11	11

■大東大須賀区域

(単位：人)		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		63	59	59	59	59	59
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	32	48	63	61	75	75
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	2	2	2	2	2	2
	協働保育園	3	3	3	3	3	3
	企業主導型保育事業	6	6	6	6	6	6
	計	43	59	74	72	86	86
差 (②-①)		△20	0	15	13	27	27

子どもが1・2歳児で、保育の必要性があり、保育施設を希望する世帯。

現状と課題

令和元年度(2019年度)における認可保育施設は、掛川区域に保育園6園、幼保園2園、認定こども園7園、小規模保育事業※8園の計23施設があり、大東大須賀区域に保育園4園、認定こども園1園、小規模保育事業※1園の計6施設があります。

保育を希望する世帯は、特に掛川区域で増加している状況です。

ニーズ調査の結果では、働いている母親が65.3%で5年前から8.7p増加しています。働きたい母親も増加していることから、さらに保育ニーズの増加が見込まれます。

毎年認可保育施設の整備等を実施しているものの、保育ニーズに対応できていないのが現状で、喫緊の対応が必要です。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績に基づき、年度ごとに歳児別の保育ニーズの割合を算出し、推計人口に乗じて算出しました。その結果、現在の高いニーズが継続すると見込みました。

掛川区域は、認可保育施設の整備や企業主導型保育事業※の支援により、保育必要量の確保を行い保育ニーズに応じていきます。

また、ニーズ調査の結果では、認定こども園の希望が高まっていることから、大東大須賀区域では、引き続き認定こども園化を推進するとともに、今後、掛川区域においても、公立幼稚園のあり方について検討を進めていきます。

(参考) 保育利用率 (P62参照)

■市内全域

(単位：人)		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		981	1,100	1,125	1,147	1,147	1,147
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	724	820	878	891	927	927
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	84	167	167	167	167	167
	協働保育園	25	25	25	25	25	25
	企業主導型保育事業	42	97	97	97	97	97
	計	875	1,109	1,167	1,180	1,216	1,216
差 (②-①)		△106	9	42	33	69	69

■掛川区域

(単位：人)		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		769	896	927	919	919	919
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	570	648	672	702	702	702
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	74	157	157	157	157	157
	協働保育園	15	15	15	15	15	15
	企業主導型保育事業	30	85	85	85	85	85
	計	689	905	929	959	959	959
差 (②-①)		△80	9	2	40	40	40

■大東大須賀区域

(単位：人)		平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み		212	204	198	228	228	228
②確保方策	特定教育・保育施設 (保育園・幼保園等)	154	172	206	189	225	225
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業)	10	10	10	10	10	10
	協働保育園	10	10	10	10	10	10
	企業主導型保育事業	12	12	12	12	12	12
	計	186	204	238	221	257	257
差 (②-①)		△26	0	40	△7	29	29

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、放課後、専用施設や学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや家庭的な雰囲気をもった生活の場を与え、児童の健全育成を図ることを目的とした事業。

現状と課題

令和元年度（2019年度）における放課後児童クラブは、すべての小学校を対象に35クラブ設置されており、放課後の子どもの居場所として活用されています。

令和元年度における区域別の利用者は、掛川区域が1,166人、大東大須賀区域が270人となっています。

ニーズ調査の結果では、低学年（1～3年）での希望が40.1%で5年前から2.8p増加しました。また、高学年（4～6年）の希望は24.3%で5年前から1p減少しました。

利用者は、年々増加しており、クラブによっては、高学年の受入れができていなかったり、定員を超えて受入れをしているところがあります。

量の見込みと確保方策

1年生は、過去の実績に基づき、年度ごとに進学に伴う変動率を算出し、進学前の5歳児の保育ニーズに乗じて算出しました。2年生以上の学年は、過去の実績に基づき、年度ごとに進級に伴う変動率を算出し、進級前の学年の利用者数に乗じて推計しました。その結果、保育ニーズが年々増加傾向であり、今後も増加すると見込みました。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育関係者と学校との定期的な意見交換を実施し、共通理解、情報共有を図ります。また、余裕教室や放課後等における学校施設の一時的な使用や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図るほか、施設整備をするなど、提供体制の拡充を図ります。

また、市のホームページ等を活用し、放課後児童クラブを広く地域住民に周知します。

■市内全域

(単位：人)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,436	1,495	1,543	1,592	1,684	1,800
1年生	429	442	443	461	523	551
2年生	381	415	428	429	446	509
3年生	343	335	367	379	379	394
4年生	157	167	161	178	184	184
5年生	79	86	90	88	97	100
6年生	47	50	54	57	55	62
②確保方策	1,445	1,505	1,585	1,685	1,765	1,845
差(②-①)	9	10	42	93	81	45

■掛川区域

(単位：人)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,166	1,219	1,266	1,307	1,408	1,516
1年生	339	351	351	362	440	451
2年生	297	338	350	350	361	438
3年生	290	270	307	318	318	328
4年生	131	147	137	156	161	161
5年生	69	69	77	72	82	85
6年生	40	44	44	49	46	53
②確保方策	1,175	1,225	1,305	1,385	1,465	1,545
差(②-①)	9	6	39	78	57	29

■大東大須賀区域

(単位：人)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	270	276	277	285	276	284
1年生	90	91	92	99	83	100
2年生	84	77	78	79	85	71
3年生	53	65	60	61	61	66
4年生	26	20	24	22	23	23
5年生	10	17	13	16	15	15
6年生	7	6	10	8	9	9
②確保方策	270	280	280	300	300	300
差(②-①)	0	4	3	15	24	16

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等を子どもたちに多様な活動の場を提供する事業。

現状と課題

平成30年度（2018年度）から中学校区学園化構想の単位（5学園）で実施していますが、放課後子ども教室コーディネーターの人材確保・育成が課題です。また、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携に向けた調整が必要です。

量の見込みと確保方策

今後、地域や民間企業と協働し、中学校区学園化構想の単位で実施できるよう推進していきます。また、放課後子ども教室コーディネーターの人材確保も併せて実施していきます。

■市内全域

（単位：か所）	令和元年度 （2019年度） （実績）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
①量の見込み	5	6	7	8	9	9
②確保方策	5	6	7	8	9	9
差（②-①）	0	0	0	0	0	0

(7) 時間外保育事業

【こども希望課】

保育園等の開所時間を超えて保育を行う事業。

現状と課題

すべての保育施設で実施しており、平成30年度（2018年度）の利用実績は823人でした。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績から、年度ごとの保育園児の利用率を算出し、推計した保育ニーズに乗じて算出しました。その結果、保育ニーズの増加に伴い利用者も増加すると見込みました。

保育施設の整備により確保方策も増加します。また、保育士の確保策も併せて実施し、ニーズに応じていきます。

■市内全域

(単位：人)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	823	929	978	1,020	1,042	1,052
②確保方策	823	929	978	1,020	1,042	1,052
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった幼稚園在園児について、一時的に預かり保育を行う事業。

現状と課題

全幼稚園で実施しており、園児1人当たりの利用者数は年々増加し、平成30年度（2018年度）は、延べ49,639人でした。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績から、年度ごとの在園児1人当たりの利用数を算出し、推計した在園児数に乗じて算出しました。その結果、園児1人当たりの利用数は増加すると見込みましたが、園児数の減少により横ばいで推移していくものと見込みました。

現在の確保方策を維持することで、保育ニーズに応じていきます。

■市内全域

(延べ人数)

(単位：人)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	49,639	51,290	51,286	49,313	49,131	51,338
②確保方策	49,639	51,290	51,286	49,313	49,131	51,338
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

(9) 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【こども希望課】

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に預かり保育を行う事業。

現状と課題

保育士不足から平成30年度（2018年度）の実施施設は5園で、延べ3,056人となっており、受入れは年々減少しており、ニーズに対応できていないのが現状です。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績から保育園在園児以外の0歳児から5歳児の1人当たりの利用数の最大値を推計した保育園在園児以外の人数に乗じて算出しました。

保育士不足により受入れが出来ていないのが現状ですが、保育施設整備により一時預かり事業のニーズは減少すると見込みました。

保育施設の整備による保育ニーズが減少するほか、保育士の確保策も併せて実施することにより保育ニーズに応じていきます。

■市内全域

(延べ人数)

(単位：人)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	3,056	4,425	4,208	4,008	3,892	3,865
②確保方策	3,056	4,425	4,208	4,008	3,892	3,865
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

病気の回復期に至らない児童や、病気の回復期の児童を家庭で保育が出来ないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業。

現状と課題

平成30年度（2018年度）の病児・病後児保育事業は、病後児保育施設が3施設で実施しましたが、実績は0人でした。令和元年度（2019年度）は、5月から病児保育施設が1施設開始し、11月までの利用実績は、延べ352人となっています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、病児保育施設の開始に伴い2019年度（令和元年度）の3ヶ月間の実績から量を見込みました。

現在の確保方策を維持することで、ニーズに応じていきます。

■市内全域

(延べ人数)

(単位：人)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	352	740	740	740	740	740
②確保方策	1,095	1,225	1,225	1,225	1,230	1,230
差(②-①)	743	485	485	485	490	490

※2019年度の実績は、5～11月の実績。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

【こども希望課】

地域で子育て支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が、ファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業。

現状と課題

平成28年度（2016年度）から概ね利用実績は維持しており、平成30年度（2018年度）は、延べ1,677人でした。

大東大須賀区域の提供会員が少ないのが課題です。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績から、年度ごとの利用割合を算出し、推計人口に乗じて推計しました。その結果、今後も量は維持していくと見込みました。

現在の体制で充足しているため、今の確保方策を維持していきます。今後も充実を図るため、大東大須賀区域の提供会員の確保に努めます。

■市内全域

(延べ人数)

(単位：人)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1,677	1,649	1,634	1,625	1,615	1,606
②確保方策	1,677	1,649	1,634	1,625	1,615	1,606
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業。

現状と課題

他の事業を活用しているため、平成30年度（2018年度）まで本事業の使用実績はありません。

量の見込みと確保方策

過去の実績はありませんが、2人分の量を見込み、現在の確保方策を維持するとともに他事業の活用と併せて対応していきます。

■市内全域

(延べ人数)

(単位：人)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	0	14	14	14	14	14
②確保方策	14	14	14	14	14	14
差(②-①)	14	0	0	0	0	0

(13) 地域子育て支援拠点事業

【こども政策課】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

現状と課題

平成30年度（2018年度）は13施設で、1か月の利用者は、延べ7,745人でした。令和元年（2019年）6月に「わいわいランドおおさか」が整備され、現在14か所の施設があります。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績から、1か月の利用数の平均を算出し推計しました。

ニーズ調査では、47.3%が利用しており、利用していない人のうち約3割の方が「今後利用したい」と回答していることから、支援拠点の拡充や事業の周知に取り組み、家庭での子育て支援の充実に努めます。

■市内全域

(延べ人数/月)

(単位：人)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	7,745	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
②確保方策	7,745	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

子どもやその保護者が、幼稚園・保育園等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等のなかから適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言などを行う。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するための相談支援等を行う。

現状と課題

子育てコンシェルジュ事業を実施し、幼稚園・保育園等での教育・保育等を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言などを行っています。

また、ふくしあ[※]をサテライトとして活用しながら、関係機関と連携し、妊娠から子育てまで切れ目のない支援に取り組んでいます。

量の見込みと確保方策

現状から量を見込み、今後も現在の体制を維持していきます。

■基本型

(単位：か所)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	1	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1	1
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

■母子保健型

(単位：か所)	令和元年度 (2019年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	6	6	6	6	6	6
②確保方策	6	6	6	6	6	6
差 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(15) 乳児家庭全戸訪問事業

【健康医療課】

妊娠生活が不安な妊婦や、掛川市で出生したすべての赤ちゃん・お母さんを対象に、健康状態や生活の様子を確認して、妊娠・出産・育児についての相談・助言・情報提供等を行い、子育てを支援する事業。

現状と課題

平成30年度（2018年度）の実績は952人で訪問実施率は99.5%でした。家庭訪問できない世帯には、来所相談等で状況を確認しています。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績から、年度ごとの訪問実施率を算出し、推計人口に乗じて算出しました。その結果、今後も量は維持していくと見込みました。

現状、ほぼすべての対象世帯に訪問できているため、今後も現在の体制を維持していきます。

■市内全域

（単位：人）	平成30年度 （2018年度） （実績）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
①量の見込み	952	951	951	951	951	951
②確保方策	952	951	951	951	951	951
差（②-①）	0	0	0	0	0	0

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・栄養士等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行い、その家庭の子育て支援を行う事業。

現状と課題

平成30年度（2018年度）の実績は217人でした。複雑な問題を抱えているケースが増えているため、関係機関と連携しながら、丁寧で継続的な支援の実施が必要です。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績から、年度ごとの訪問実績の割合を算出し、推計人口に乗じて算出しました。その結果、養育の必要な家庭が増えると見込みました。

現状、訪問が必要な世帯には適切に訪問できているため、今後も現在の体制を維持していきます。

■市内全域

（単位：人）	平成30年度 （2018年度） （実績）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）
①量の見込み	217	241	241	241	241	241
②確保方策	217	241	241	241	241	241
差（②-①）	0	0	0	0	0	0

(17) 妊婦健康診査事業

【健康医療課】

母子健康手帳交付時に出産までの病院受診の必要性を伝え、国が定める基準（14回分）に基づいて、公費負担による妊婦健康診査を実施して妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげる事業。

現状と課題

平成30年度（2018年度）の実績は延べ11,273回でした。

量の見込みと確保方策

量の見込みは、過去の実績から、年度ごとの1人当たりの利用数を算出し、推計人口に乗じて算出しました。その結果、今後も量は維持していくと見込みました。

現在、適切に事業が実施されているため、今後も現在の体制を維持していきます。

■市内全域

(延べ回数)

(単位：回)	平成30年度 (2018年度) (実績)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	11,273	11,536	11,536	11,536	11,536	11,536
②確保方策	11,273	11,536	11,536	11,536	11,536	11,536
差(②-①)	0	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 市内の連携体制

子ども・子育てにかかわる施策は、教育や保育をはじめ、様々な分野にわたるため、こども希望部が主体となり、関係各課、関係機関と連携を図りながら本計画を推進します。

(2) 市民や地域、関係機関との連携体制

本計画の推進にあたっては、家庭や地域、関係団体や企業等の主体的な取組が必要不可欠となります。そのため、市ホームページや広報誌などを通して、積極的に計画の周知・啓発を進めるとともに、既存の主体的な活動などと十分に連携を図りつつ計画を推進します。

また、幼稚園や保育所の広域利用をはじめ、被虐待児童への対応や障がいを持つ子どもへの支援など、専門的な支援を必要とする場合などには、国や県、近隣市町との連携・調整のもと、より充実した取組を進めます。

2 施策の実施状況と評価

(1) 点検・評価と実施状況の報告

第4章及び第5章に記載した子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を点検・評価し、これらを掛川市子ども・子育て会議に報告します。

(2) 実施状況等の公表

各施策の実施状況の点検・評価及び掛川市子ども・子育て会議での検討結果については、市のホームページで公表します。

PDCA※サイクル

